

千葉市貧困対策アクションプラン（案）

平成 3 0 年度～平成 3 2 年度

平成 年 月

千葉市

【目次】

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について

- 1 千葉市貧困対策アクションプラン策定の趣旨・・・・・・・・・・ 1
- 2 本プランの対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 千葉市の現状等について

- 1 千葉市の人口等の推移について・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 生活保護の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 相対的貧困率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 国の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 市民意識調査及び関係機関（相談場所）への調査について

- 1 市民意識調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 関係機関（相談場所）への調査について・・・・・・・・・・ 20
- 3 NPO等への調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 千葉市生活自立仕事相談センターからのヒアリング結果・・ 30

第4章 これまでの取り組みから見える課題について・・・・・・・・ 31

第5章 貧困対策推進施策への方向性について・・・・・・・・・・ 35

第6章 貧困対策推進のための施策について・・・・・・・・・・ 37

- 1 施策の方向性1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 施策の方向性2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 施策の方向性3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 4 施策の方向性4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 5 施策の方向性5・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 6 施策の方向性6・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

その他

- 1 施策の推進に向けた概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2 外部相談機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 これまでの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について

1 千葉市貧困対策アクションプラン策定の趣旨

千葉市における生活保護の受給者数は、平成19年度の約12,000人から平成29年度には約20,000人に増加し、千葉市全体の人口に占める割合は2%を超える状況にある。

また、全国における相対的貧困率は、厚生労働省が平成28年に実施した国民生活基礎調査では15.6%（平成27年時）となっており、平成24年時に比べ0.5ポイント改善したものの、引き続き高い水準にある。また、18歳未満の子どものいる家庭の相対的貧困率は、13.9%となっており、平成24年時に比べ2.4ポイント改善したものの、それでも7人に1人が貧困状態にある等、主に先進国が加盟する経済協力開発機構（OECD）の平均（13.3%）を上回る状況が続いている。

さらに、貧困に陥るリスクの高いと言われている高齢者単身世帯や非正規労働者が増加傾向にある等、市民の生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要がある。

他方、少子超高齢化や核家族化はますます進展し、社会的孤立、地域力の低下等が現象として現れるとともに、家族や地域社会を取り巻く環境の変化により、生活課題が複雑化・多様化し、対象者や課題を限定する縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなっている。

こうした状況の中で、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の自立に向けて、行政、ハローワーク、民間事業者等の各主体が連携し、様々な支援を包括的に実施していくこととなった。

また、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現のため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

千葉市においても、世帯単位で貧困の要因となる、失業、病気、障害、介護、育児、多重債務等、複数の課題を抱えた相談が増加しており、既存の体制や制度だけでは十分な対応ができない状況にある。そこで、千葉市では、平成29年6月に、生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、全庁横断的に連携し、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織を立ち上げた。そして、この組織を中心に、生活困窮者自立支援制度を核とした、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画の検討を進め、平成30年3月に、「貧困対策アクションプラン（以下「本プラン」という。）」を策定することとなった。

2 本プランの対象等

(1) 本プランの対象

貧困とは、貧困に陥る要因として、経済的要因、生活の変化、長期に渡る病気、事故、アルコール依存等、様々な要因が考えられること、貧困の限界が決まっていないこと等から、これを定義することは難しいのが実態である。

貧困についての客観的な概念として、所得が低く、衣食住に事欠く等、人間らしい生活から程遠い状態にある「**絶対的貧困**」と、全人口の等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯員の割合を示す「**相対的貧困**」からこれを整理する考え方がある。

さらに、このような客観的な指標とは別に、個々人の主観的な認識を基準とする考え方もある。例えば、厚生労働省が平成28年に実施した国民生活基礎調査では、世帯の生活意識として生活が苦しいと答えた世帯の割合は56.5%となっており、2人に1人が「生活が苦しい」と答えている。

また、生活困窮者自立支援法に基づき設置された、複合的な課題を抱えた者に対する包括的な支援窓口である、千葉市生活自立・仕事相談センターには、全人口の等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)以上の世帯収入はあるが家計管理の問題やギャンブル等による浪費により収入が追いつかず、家計が逼迫している世帯等のように客観的な指標からすれば貧困とは言えないが、主観的には生活が苦しいと感じて相談に訪れる世帯もいる。こうした世帯は、失業、病気、家族の変化等何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に陥ってしまう危険性があり、早期的・予防的な対応を行うことが必要である。

また、上記のような経済的な貧困状態にある者だけでなく、例えば、現に経済的に困窮しているわけではないが、社会的孤立の状態にあるために、失業、病気、家族の変化等何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性をはらんでいる状態にある者についても、早期的・予防的な対応を行うことが必要である。

そこで、本プランでは、相対的貧困状態にある者に限らず、貧困に陥るリスクが高いと考えられる者及び社会的孤立の状態にある者を含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象とする。

(2) 本プランの位置づけ

千葉市では、「千葉市基本構想」において、市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示している。

さらに、「千葉市基本構想」で定める基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画(平成24～33年度)」を策定し、社会構造の大きな転換期において、10年後、20年後を見据え、千葉市の未来を豊かにするための基本方針や今後の施策展開の方向性等を示すとともに、「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するための「実施計画」を策定している。

本プランは、「千葉市新基本計画」及び「実施計画」を上位計画とし、「千葉市地域福祉計画」「千葉市ホームレスの自立の支援に関する実施計画」等の個別計画における課題、背景、基本的な考え方等を貧困対策の視点から整理した上で、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示すものである。

「千葉市こども未来応援プラン」との関係では、子どもの貧困対策に係る部分について、既に同プランの中で基本理念、基本目標（取組みの視点）が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、子どもの貧困対策に係る部分は、同プランに委ねるものとする。

なお、「千葉市こども未来応援プラン」に記載された施策のうち、生活困窮者自立支援制度に係る施策については、今後、取り組むべき施策として、本プランにおいても重複して記載する。



(3) 本プランの計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

第2章 千葉市の現状等について

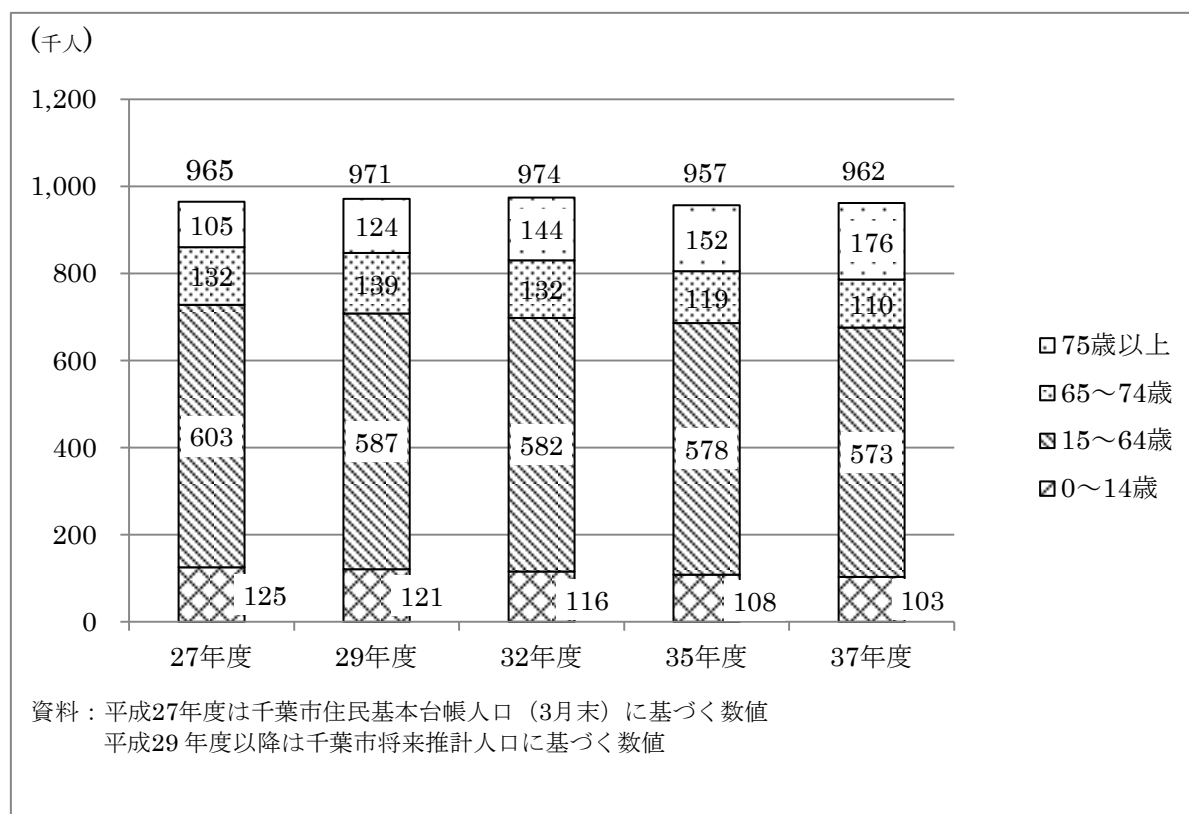
1 千葉市の人口等の推移について

(1) 千葉市の人口の推移と見通し

千葉市の総人口は、平成29年9月30日現在で、96万7437人となっており、うち65歳以上の高齢者人口は24万4947人、高齢化率は25.3%となっている。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、65歳以上の人口は28万6千人に、高齢化率は29.7%に上昇する一方で、生産年齢人口は59.6%に低下すると推計されている。

【千葉市の人口推移】

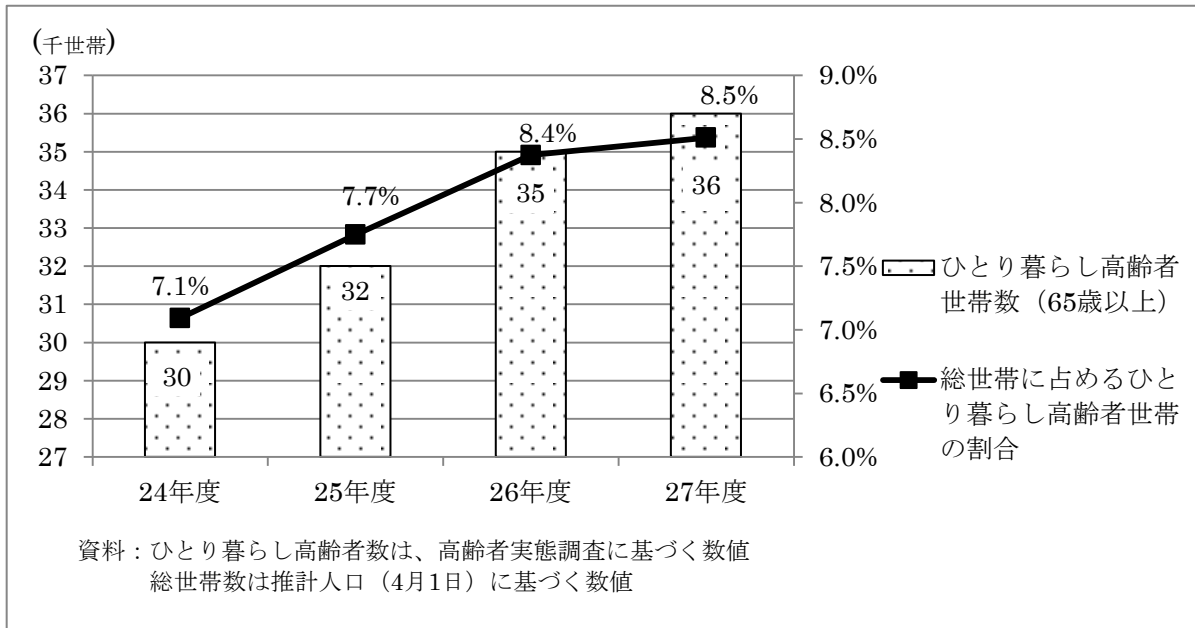


(2) ひとり暮らし高齢者数・高齢者のみ世帯数の推移

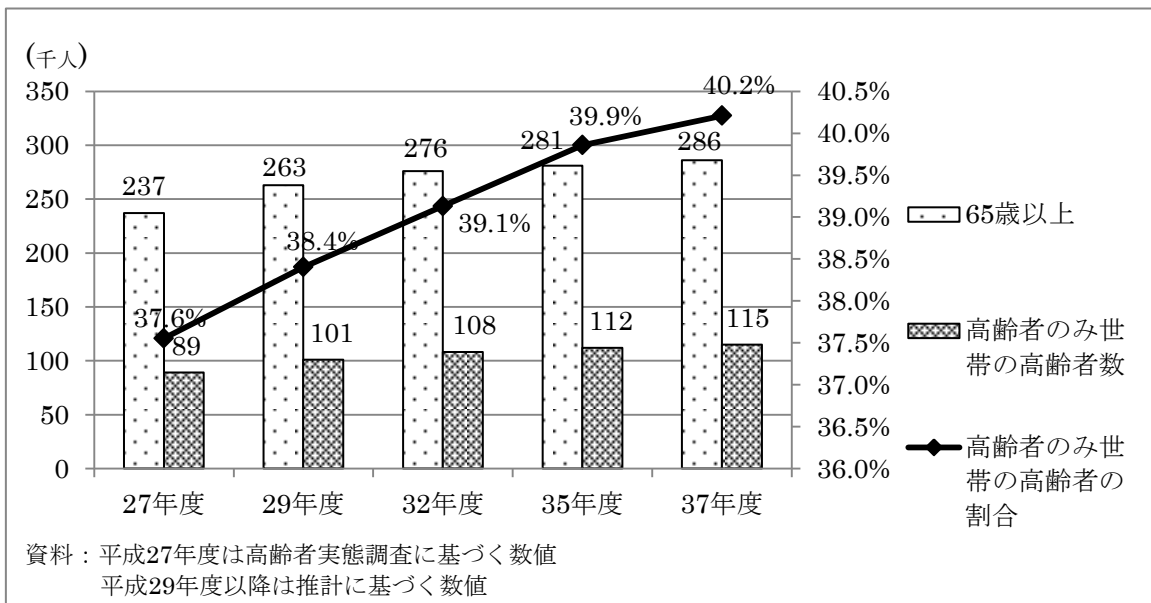
家族形態の変化により、核家族世帯や単身世帯が増加しており、千葉市のひとり暮らし高齢者世帯は、今後、増加が予想されている。

また、平成27年度末現在でひとり暮らし高齢者世帯は3万6千世帯、総世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は8.5%となっている。

【千葉市のひとり暮らし高齢者世帯数の推移】



【千葉市の高齢者のみ世帯の高齢者数の推移】



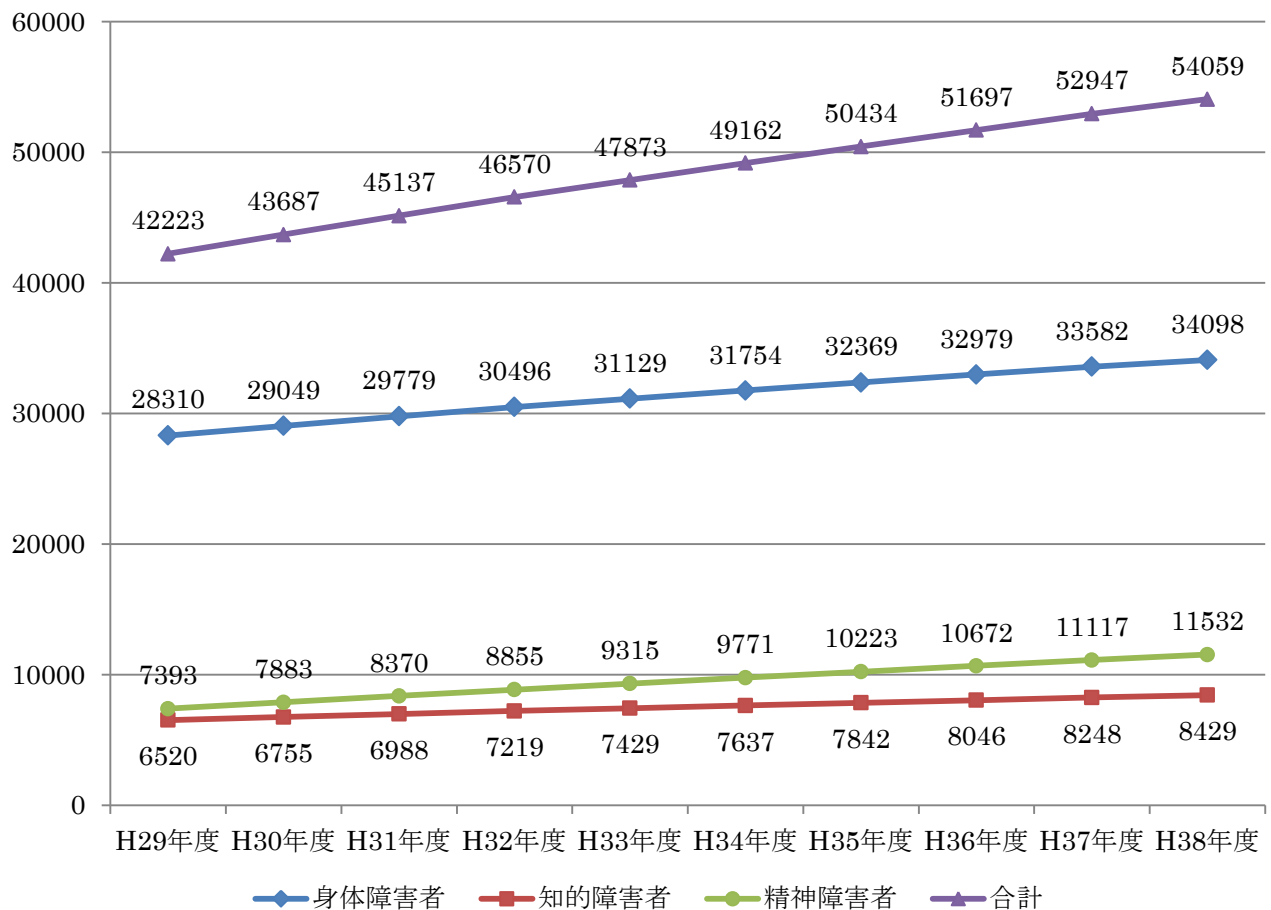
(3) 障害者人口の推移と見通し

千葉市の障害者人口は、平成28年度末現在で、41,037人となっており、推計人口に占める割合は4.2%となっている。

【千葉市の障害者人口推移】

(各年度末)

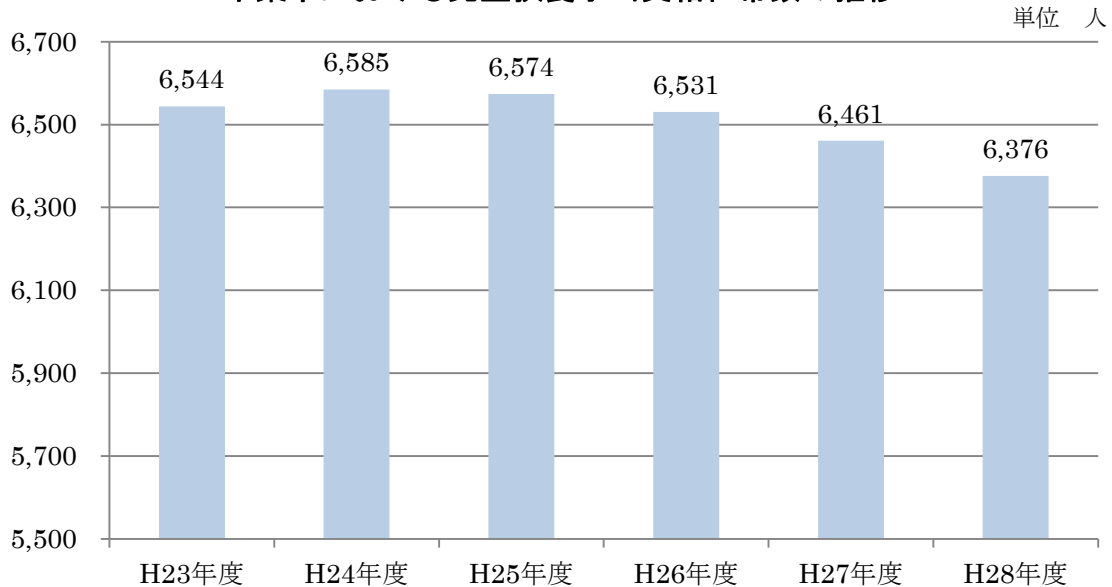
区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
身体障害者	28,310	29,049	29,779	30,496	31,129	31,754	32,369	32,979	33,582	34,098
知的障害者	6,520	6,755	6,988	7,219	7,429	7,637	7,842	8,046	8,248	8,429
精神障害者	7,393	7,883	8,370	8,855	9,315	9,771	10,223	10,672	11,117	11,532
合 計	42,223	43,687	45,137	46,570	47,873	49,162	50,434	51,697	52,947	54,059



(4) 児童扶養手当受給世帯数の推移

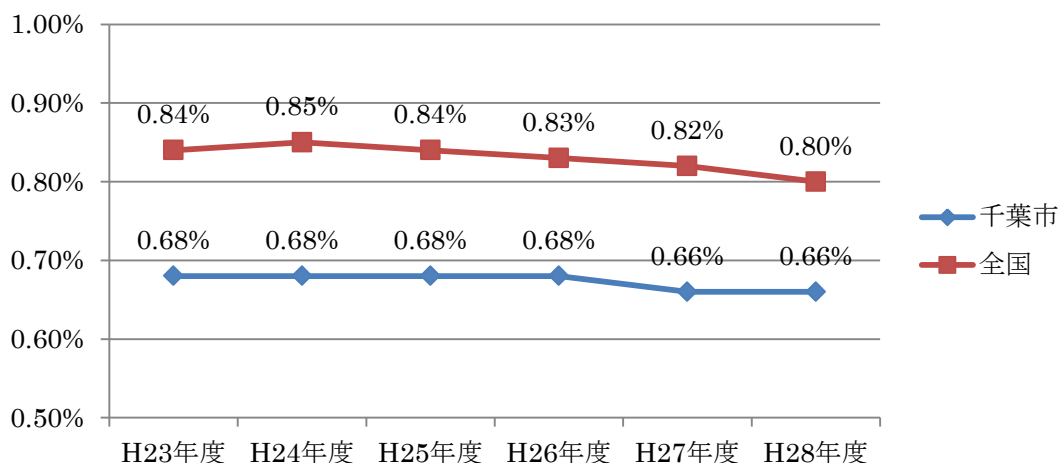
児童扶養手当は、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする手当である。千葉市の児童扶養手当受給世帯数は、平成24年度に一度増加したものの、その後、減少傾向にある。人口に対する割合でみると、全国よりも低い水準で推移している。

千葉市における児童扶養手当受給世帯数の推移



※ 児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数

人口に占める児童扶養手当受給世帯数の割合の推移



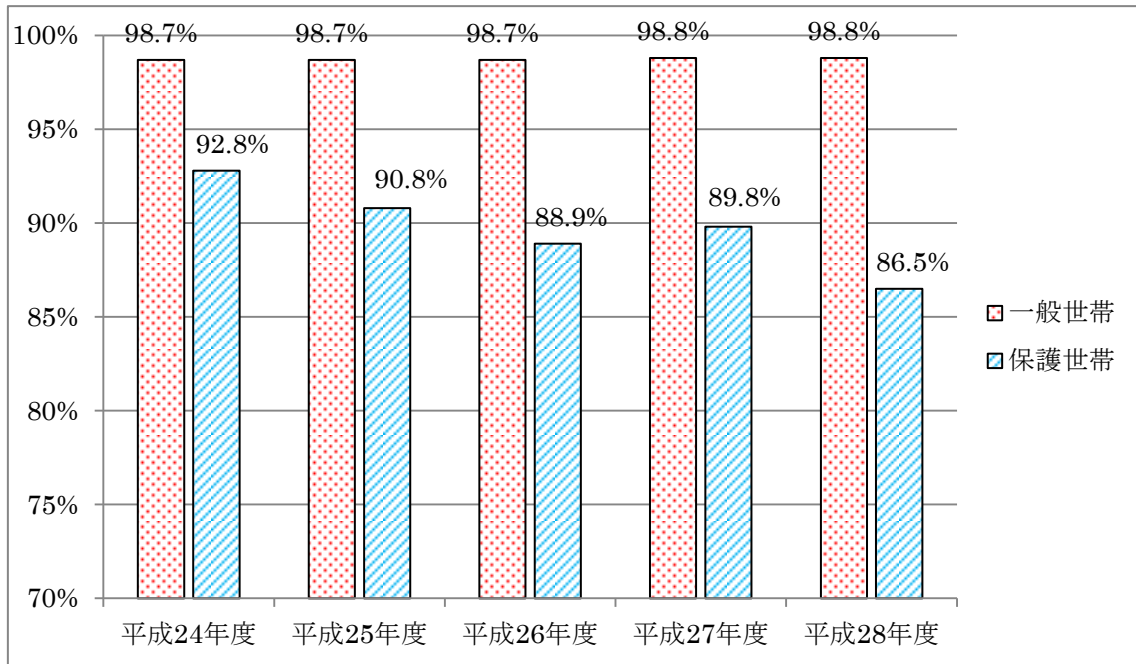
※千葉市：児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数、人口は毎年12月末時点の推計人口

※全国：児童扶養手当受給世帯数は福祉行政報告例に基づく毎年3月末時点の数、人口は国立社会保障・人口問題研究所による毎年10月1日現在の数

(5) 生活保護世帯の高校等進学率について

平成28年度における一般世帯の高校等進学率は、98.8%であるが、生活保護世帯の高校等進学率は86.5%に留まり、他世帯と比べ、約12ポイント低い状況にある。

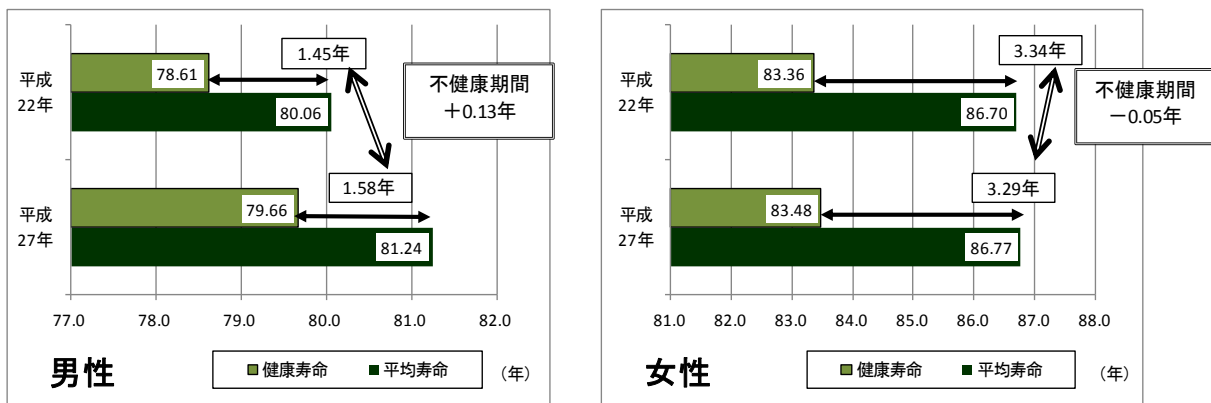
【千葉市の高校等進学率の推移】



(6) 平均寿命と健康寿命について

平均寿命・健康寿命は、男女とも延伸しているが、平成22年から平成27年にかけて、男性において平均寿命の伸びが健康寿命の伸びを上回っており、「不健康な期間」が拡大している。一方で女性は「不健康な期間」が短縮している。

【千葉市の平均寿命・健康寿命】



2 生活保護の動向について

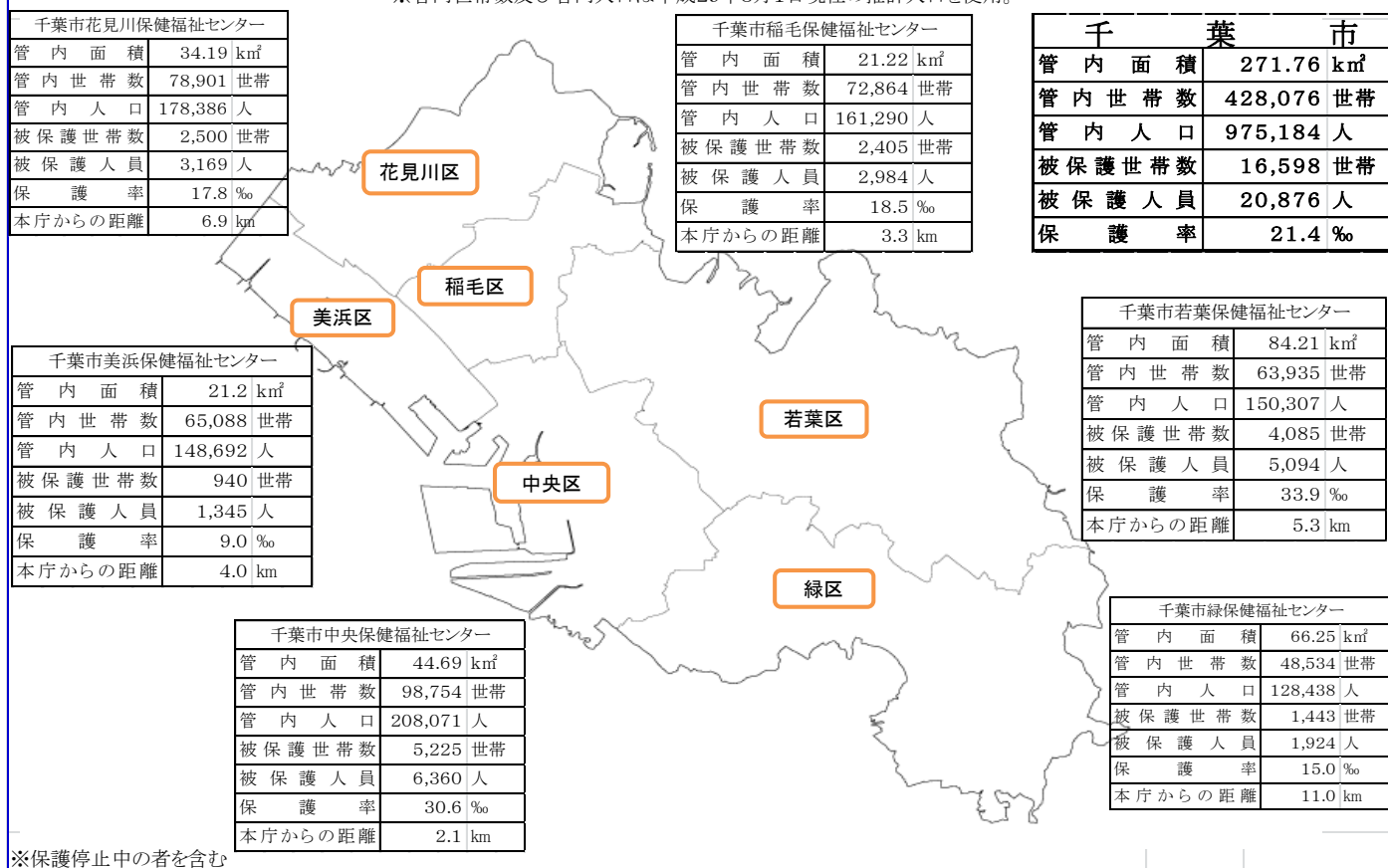
(1) 生活保護の現状

生活保護は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的とした制度である。平成29年8月現在、千葉市における被保護世帯は16,598世帯、被保護人数は20,876人、保護率は21.4%となっている。

区別にみると若葉区が33.9%、中央区が30.6%と高い状況にあり、美浜区の9.0%と比べると約4倍の差が生じている。

【本市の生活保護の現状】

※管内世帯数及び管内人口は平成29年8月1日現在の推計人口を使用。



(2) 生活保護の世帯類型別世帯数の推移について

世帯類型別世帯数の推移について、全体としての伸び率は3年間で6.1%と微増であるが、高齢者世帯の伸び率は10.4%と高い。

【千葉市の世帯類型別世帯数の推移】

人（括弧内は割合）

時点	世帯類型					合計
	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	
27年3月	7,164 (47.1)	801 (5.3)	1,268 (8.3)	1,417 (9.3)	4,562 (30.0)	15,212 (100)
28年3月	7,618 (48.7)	789 (5.0)	1,405 (9.0)	1,350 (8.6)	4,491 (28.7)	15,653 (100)
29年3月	7,911 (49.0)	872 (5.4)	1,533 (9.5)	1,332 (8.3)	4,492 (27.8)	16,140 (100)

※保護停止中を除く。

(3) 生活保護の開始・廃止状況について

生活保護の開始理由（平成28年度）としては、「貯金等の減少・喪失」（47.6%）、「世帯主の傷病」（13.2%）、「定年・自己都合」（8.5%）「働きによる収入の減少・喪失」（2.8%）等となっている。ここで、「貯金等の減少・喪失」が高い割合となっている理由は、生活保護法第4条の「補足性の原理」により、生活保護開始にあたって、生活を維持するための資産や貯金等がないことが前提とされていることが影響している。「貯金等の減少・喪失」を除くと、「世帯主の傷病」「定年・自己都合」「働きによる収入の減少・喪失」が全体の47%を占めている。

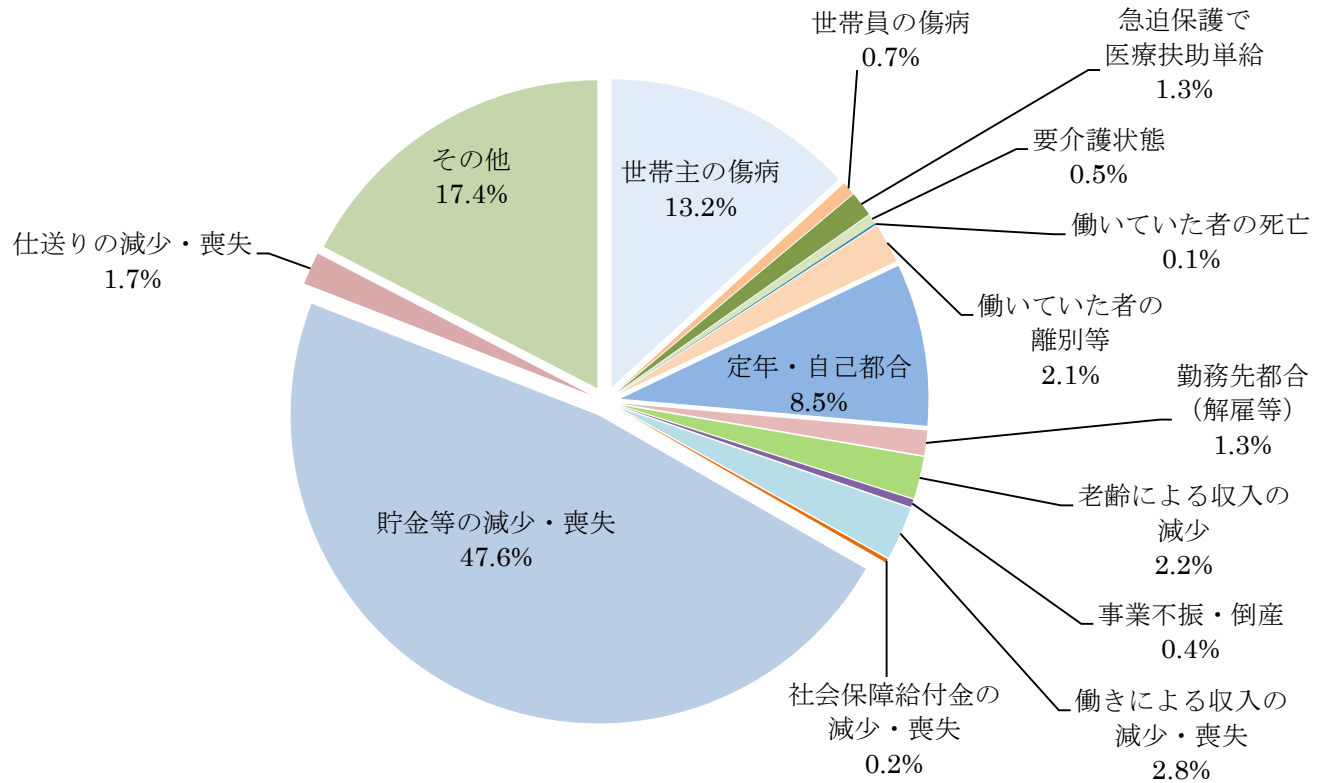
一方、生活保護の廃止理由としては、「失踪」（25.8%）、「死亡」（26.4%）等を除くと、最も多いのが自立を意味する「働きによる収入の増加・取得」で13.0%となっている。

【生活保護開始の理由の内訳】

上段は人数・下段は割合

区分	生活保護開始の理由															
	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	定年・自己都合	勤務先都合（解雇等）	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	働きによる収入の減少・喪失	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他
26年度	3,057 100	385 12.6	27 0.9	29 0.9	15 0.5	3 0.1	122 4.0	301 9.8	56 1.8	57 1.9	10 0.3	104 3.4	12 0.4	1,393 45.6	64 2.1	479 15.7
27年度	3,316 100	440 13.3	39 1.2	21 0.6	16 0.5	1 0.0	104 3.1	296 8.9	39 1.2	90 2.7	14 0.4	46 1.4	10 0.3	1,532 46.2	58 1.7	610 18.4
28年度	3,080 100	406 13.2	23 0.7	39 1.3	15 0.5	4 0.1	66 2.1	262 8.5	39 1.3	67 2.2	13 0.4	87 2.8	6 0.2	1,467 47.6	51 1.7	535 17.4

【生活保護開始の理由の割合】



【生活保護廃止の理由の内訳】

上段は人数・下段は割合

区分	生活保護廃止の理由												
	総数	世帯主の傷病治療	世帯員の傷病治療	死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類・縁者等の引き取り	施設入所	医療費の他法負担	その他
26 年度	2,535 100	3 0.1	0 0.0	633 25.0	683 26.9	336 13.3	10 0.4	70 2.8	21 0.8	81 3.2	21 0.8	2 0.1	675 26.6
27 年度	2,896 100	1 0.0	0 0.0	709 24.5	749 25.9	349 12.1	11 0.4	70 2.4	29 1.0	84 2.9	13 0.4	4 0.1	877 30.3
28 年度	2,590 100	0 0	0 0	683 26.4	667 25.8	337 13.0	3 0.1	77 3.0	15 0.6	66 2.5	10 0.4	2 0.1	730 28.2

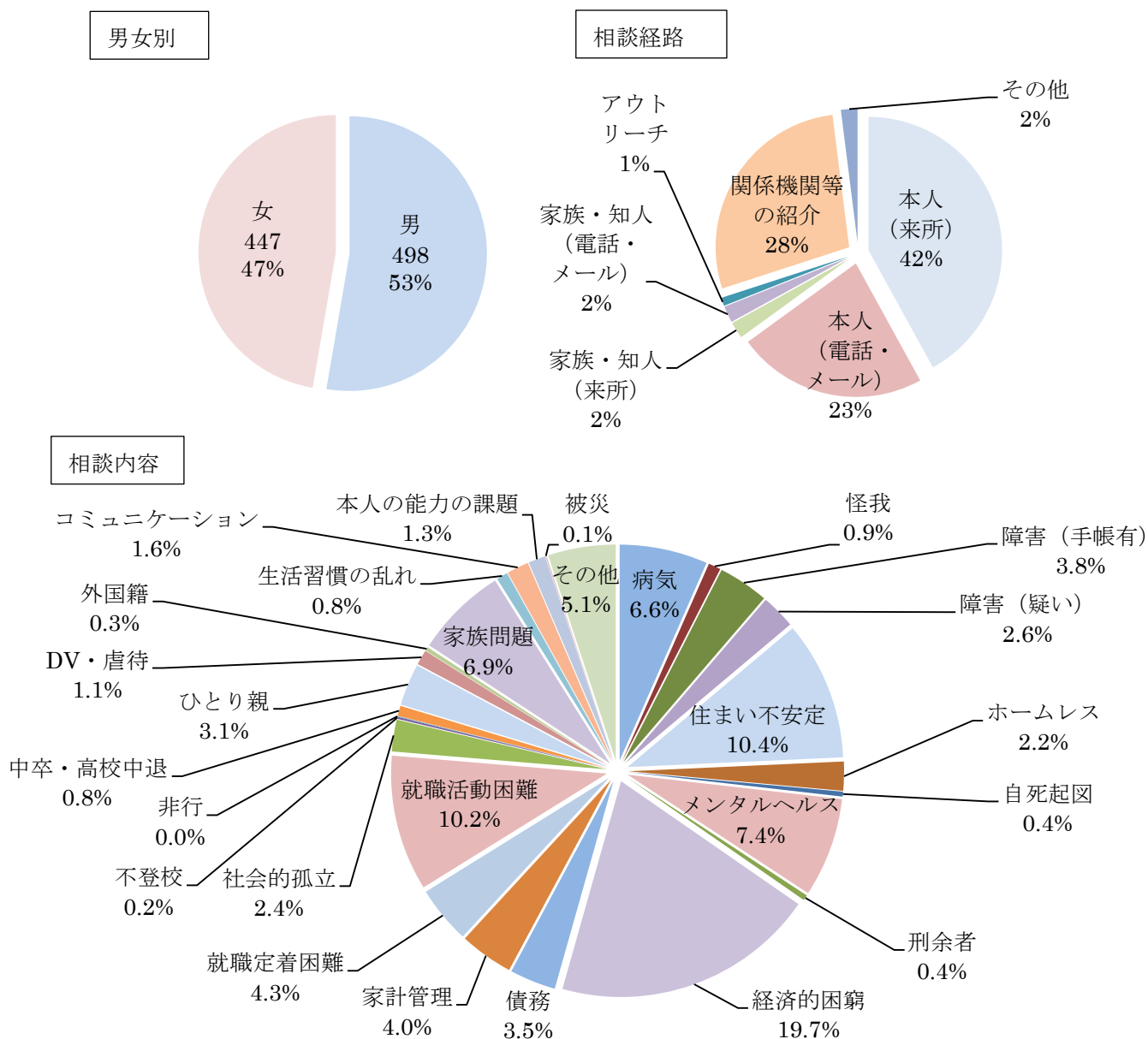
(4) 相談機関の利用実績について（千葉市生活自立・仕事相談センター）

千葉市は、生活困窮者自立支援法に基づく複合的な課題を抱えた者に対する包括的な支援窓口である、千葉市生活自立・仕事相談センターを、平成25年12月に中央区と稲毛区に、平成29年7月に若葉区に設置し、市内3か所に設置している。

平成28年度は、実人数で945人（延べ8,335人）が同センターを利用している。相談経路は、「本人」からの相談（来所・電話・メール）が65%、「家族・知人」からの相談が4%、関係機関等の紹介が28%となっている。

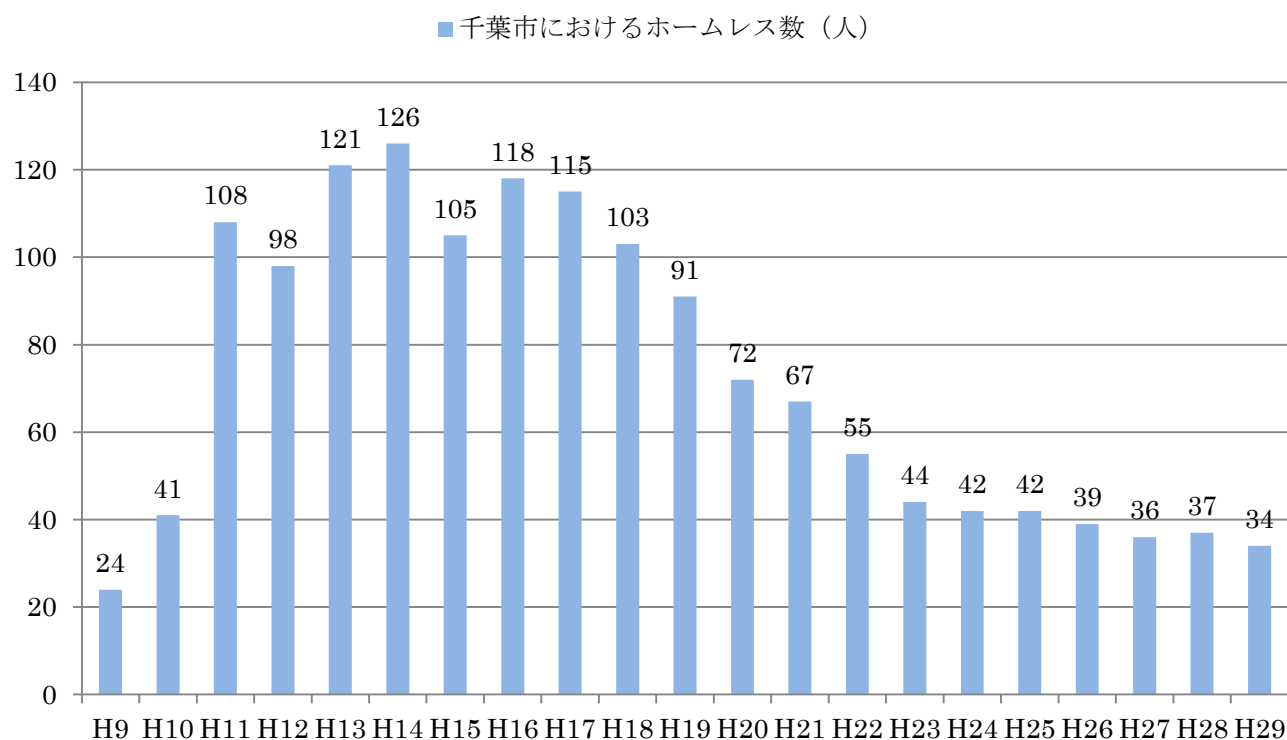
また、相談内容は、「経済的困窮」（19.7%）、「就職活動困難」（10.2%）、「住まい不安定」（10.4%）となっており、多岐に渡っている。支援終了の理由も、住まいの確保、就労開始、自立意欲の向上・改善、精神の安定、家計の改善、生活習慣の改善、孤立の解消等、多岐に渡っている。

【千葉市生活自立・仕事相談センターの利用実績】

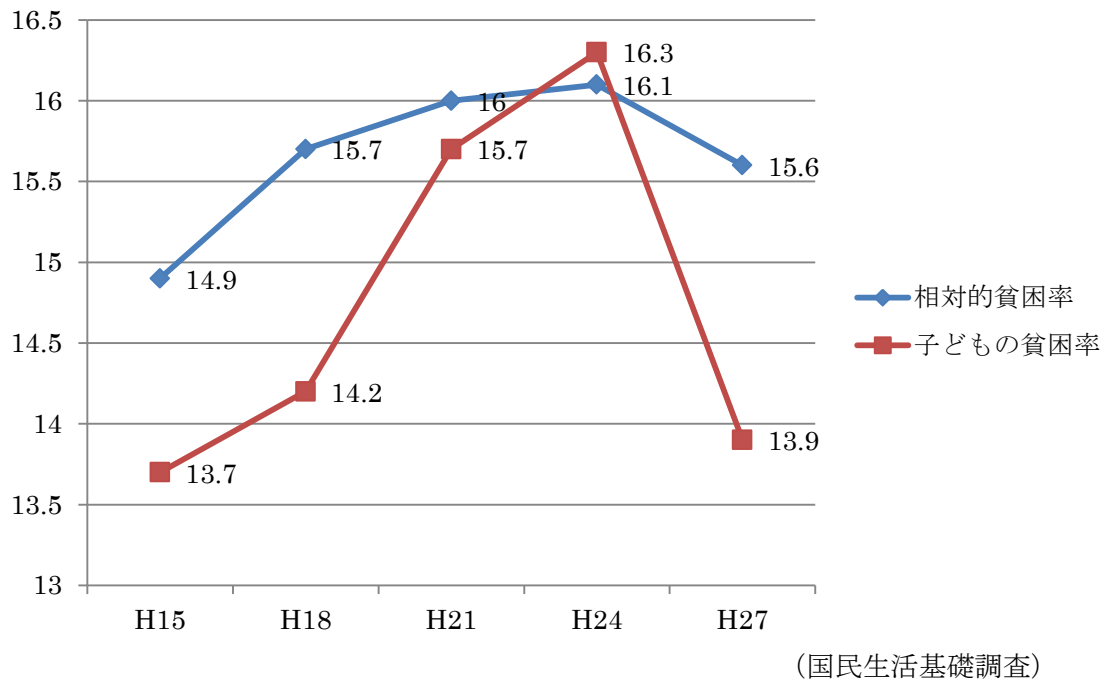


(5) ホームレス数の推移

千葉市におけるホームレス数は、平成14年をピークに減少傾向にあり、平成29年に34人となっている。

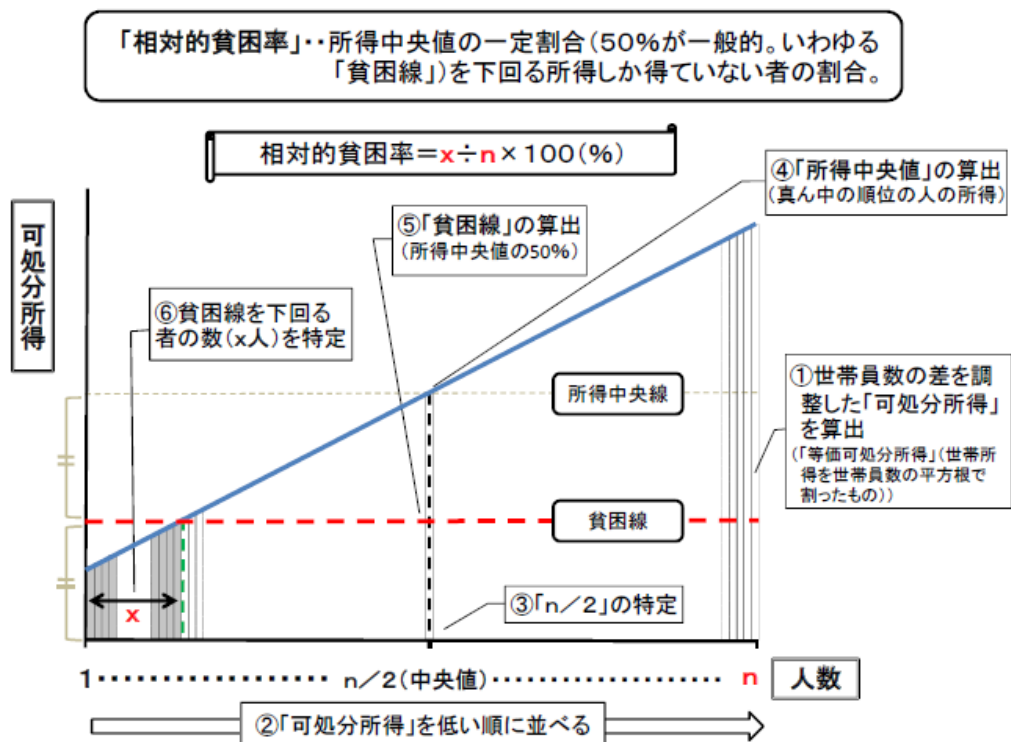


3 相対的貧困率について



※相対的貧困率

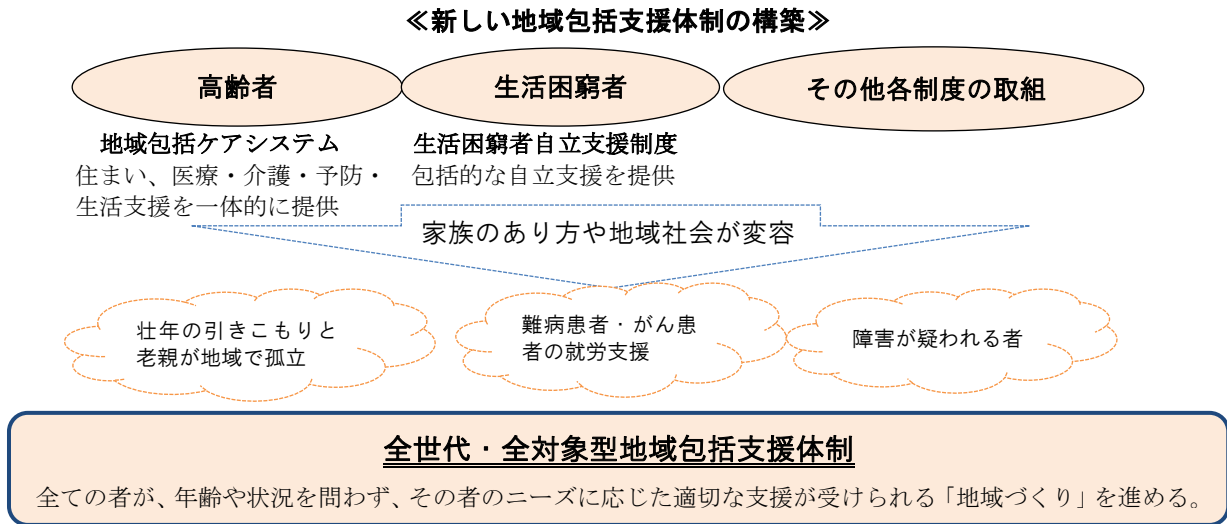
一定水準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。国民生活基礎調査（平成27年）の貧困線は122万円である。



(国民生活基礎調査「よくある質問」から抜粋)

4 国の動向について（新しい地域包括支援体制の構築）

これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設等、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。今後、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掬い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



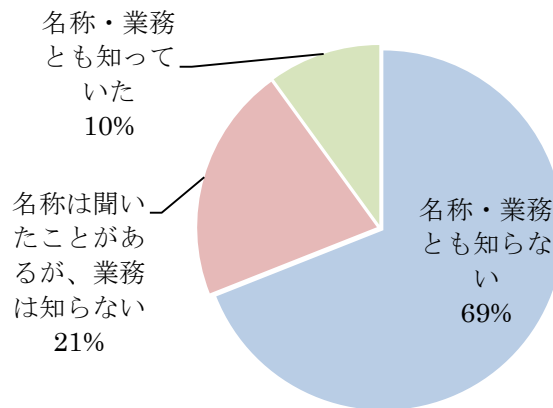
第3章 市民意識調査及び関係機関（相談場所）への調査について

1 市民意識調査について

平成28年10月1日から同月10日まで、千葉市のホームページ上で「WEBアンケート」を実施し、生活困窮者（予備軍も含む。）が市民にどのくらい認知されているか、市民が生活困窮者（予備軍も含む。）を把握した場合、どのような行動を起こすのか等について調査を行い、586人から回答を得た。

（1）千葉市生活自立・仕事相談センターの認知度について

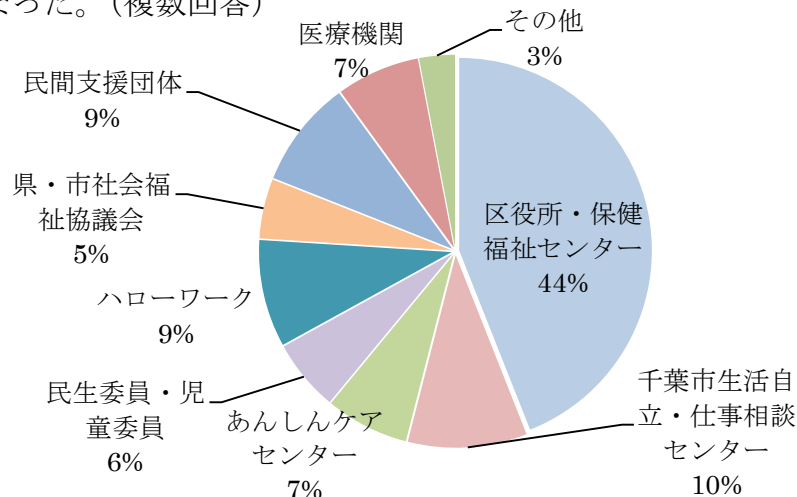
千葉市生活自立・仕事相談センターの認知度について、「名称・業務とも知っていた」が10%、「名称・業務とも知らない」が69%だった。



（2）生活に困りごとを抱えている場合の最初の相談先について

生活に困りごとを抱えている場合の最初の相談先としては、「区役所・保健福祉センター」が44%、「千葉市生活自立・仕事相談センター」が10%、「ハローワーク」・「民間支援団体」が9%、「あんしんケアセンター」が7%、「県・市社会福祉協議会」が5%だった。

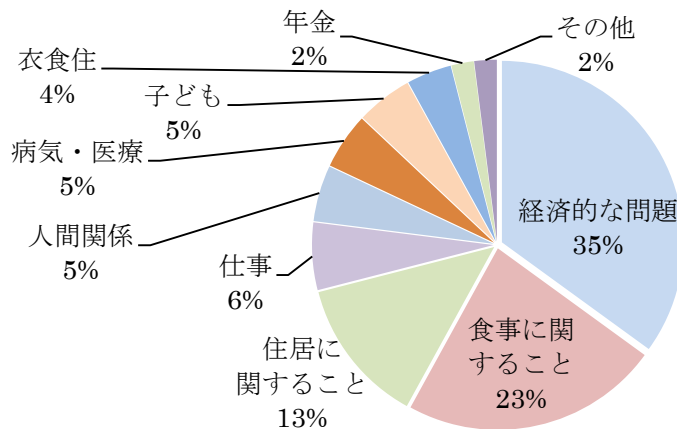
上記（1）のとおり、「千葉市生活自立・仕事相談センター」について、名称・業務とも知っていた者の割合は10%であったが、困りごとを抱えている場合の相談先としては、区役所・保健福祉センターに次いで多いという結果になった。（複数回答）



(3) 市民の貧困への考えについて

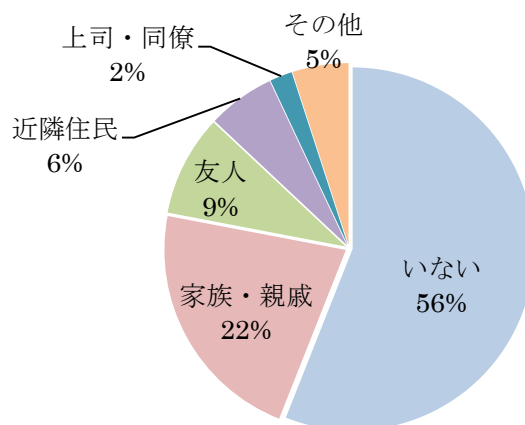
市民が貧困をどのような状態と考えているのかについて、自由記載で得た回答をカテゴリー別にまとめた。その結果、「経済的な問題に関すること」が35%、「食事に関すること」が23%、「住居に関すること」が13%であった。

自由記載の内容としては、「経済的な問題に関すること」では「貯蓄ができない状態」、「病気になっても病院に行けない状態」、「公共料金が払えない状態」、「嗜好品が買えない状態」、「子供にみんなと同じ環境を与えられない状態」等といった記載が、「食事に関すること」では「食べるものに困る状態」、「外食ができない状態」等といった記載が、「住居に関すること」では「家賃が払えない状態」、「生活する場が確保できない状態」等といった記載があった。これ以外に「いじめ（心の貧困）」等の記載もあった。



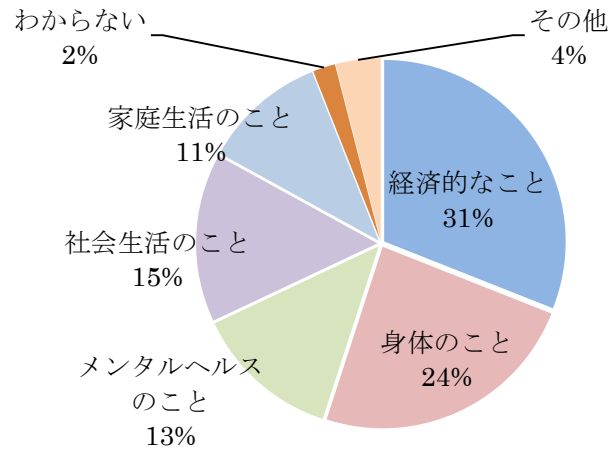
(4) 周囲に生活に困りごとを抱えている人の有無について

周囲に「生活に困りごとを抱えている人」がいるかについて、「いない」が56%と半数以上を占めた。また、「いる」と回答した者と周囲に困りごとを抱えている者との関係性は、「家族・親戚」が22%、「友人」が9%、近隣住民が6%であった。



(5) 上記(4)で、困りごとを把握している内容について

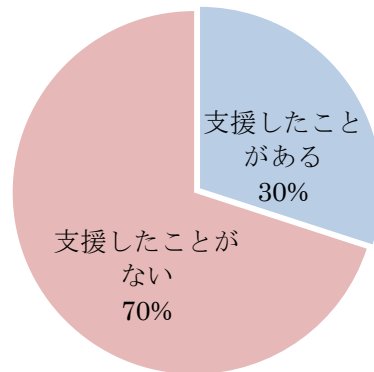
困りごとを把握している内容は、「経済的なこと」が31%、「身体のこと」が24%、「社会生活のこと」が15%であった。



(6) 困りごとを抱えている者への支援について

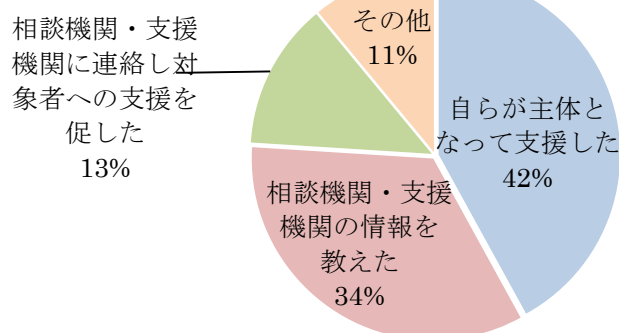
困りごとを抱えている者への支援の有無について、70%が支援をしていない状況であり、困りごとを抱える者への関与の難しさが窺える。

厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)では、「地域で困っている人がいたら助けようと思うか」の問いに対し、「助けようと思わない」と答えた理由として最も多かったのは、「普段から付き合う機会がないから」で全体の54.1%であった。



(7) 上記(6)で困りごとを抱えている者へ支援した内容について

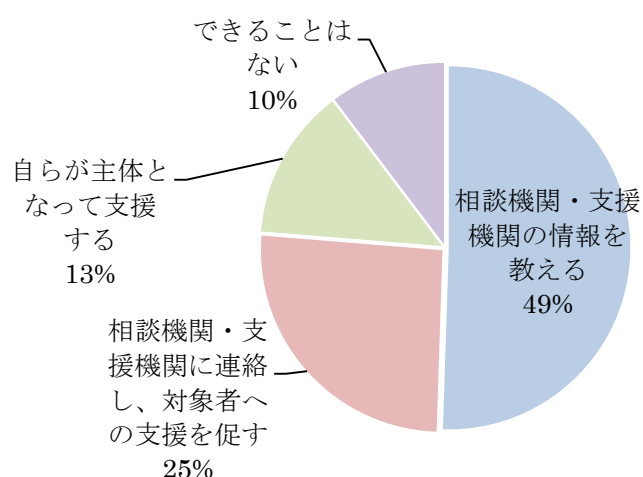
困りごとを抱えている者へ支援した内容について、「自らが主体となって支援した」が42%、「相談機関・支援機関の情報を教えた」が34%、「相談機関・支援機関に連絡し、支援対象者への支援を促した」が13%であった。



(8) 困りごとを抱えている者へ支援の可能範囲について

今後、機会があれば、困りごとを抱えている者へ、どこまで支援ができるかについて、「相談機関・支援機関の情報を教える」が49%、「相談機関・支援機関に連絡し、対象者への支援を促す」が25%、「自らが主体となって支援する」が13%であった。

前掲「高齢社会に関する意識調査」(2016年)では、「地域で困っている人がいたら積極的に助けようと思う・助けようと思う」との回答が全体の69.6%であった。



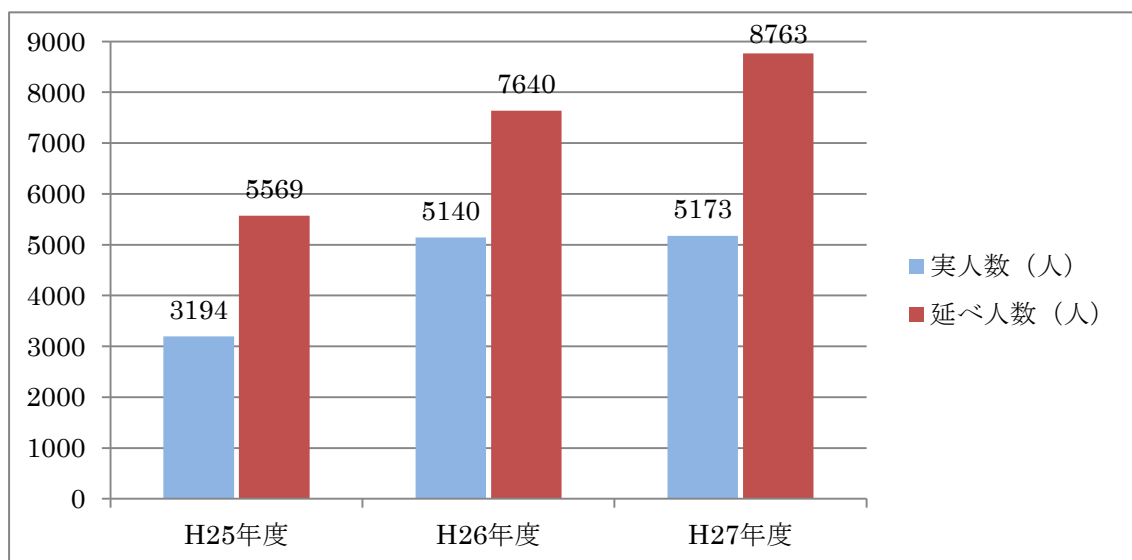
2 関係機関（相談場所）への調査について

千葉市内の相談機関に対し、生活困窮に関連する相談者の属性（性別、年代）や相談内容、複合的な問題における連携先等について、あんしんケアセンター24か所を含む45機関に、平成28年9月13日付けでアンケート調査を実施した。

（１）相談件数について

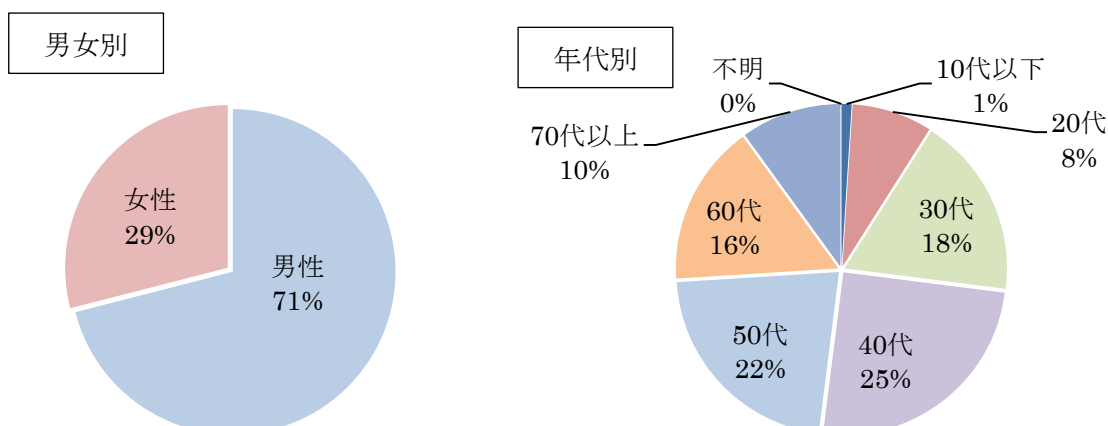
調査対象とした45機関のうち、生活困窮に関連する相談があると回答したのは43機関であったが、そのうちの8機関は、具体的な件数を把握しておらず、件数を把握している35機関においても、相談者の属性（性別、年代）まで把握しているのは30機関であった。

35機関の平成27年度における相談件数は、実人数が5,173人、延べ人数が8,763人であった。



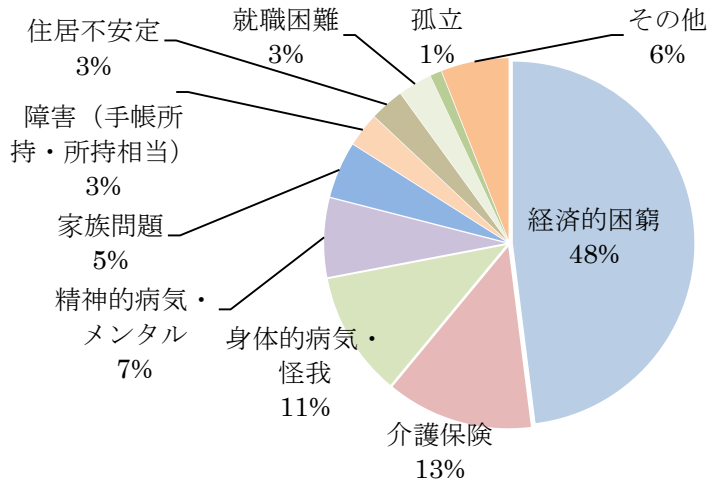
（２）属性について

相談者は、男性が71%、女性が29%となった。年代別でみると、最も多かったのが40歳代で25%、次に50歳代で22%、30歳代で18%となった。



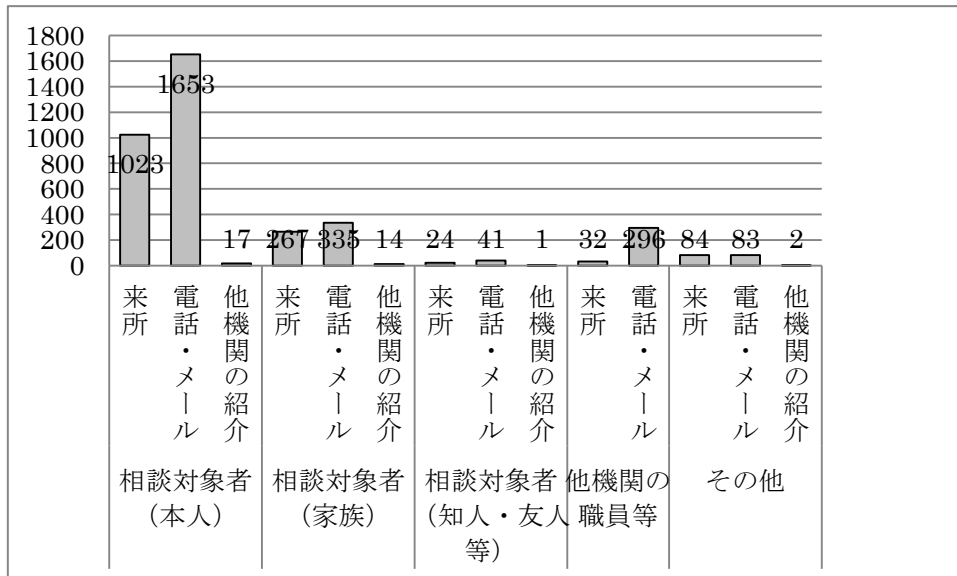
(3) 相談内容について

相談内容は、最も多かったのが経済的困窮で48%、次に多かったのが介護保険で13%、その次が身体的病気・怪我で11%となった。



(4) 相談者の相談手段について

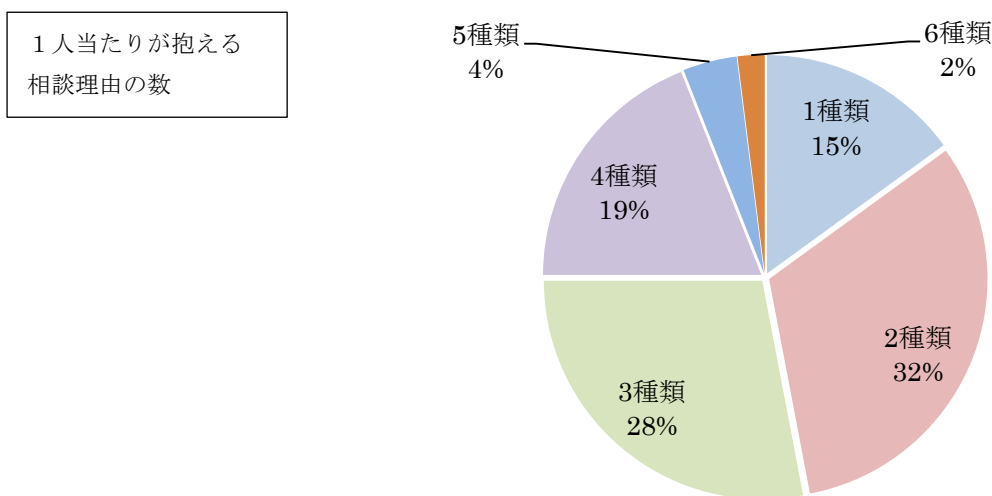
相談手段について、本人からの相談が2,693件で、そのうち電話・メールによる相談が1,653件（61.4%）、来所による相談が1,023件（38.0%）となった。他機関からの相談・他機関の職員等、いわゆる関係機関との連携による相談は、362件（9.3%）となった。



（５）相談者が抱える相談ニーズについて

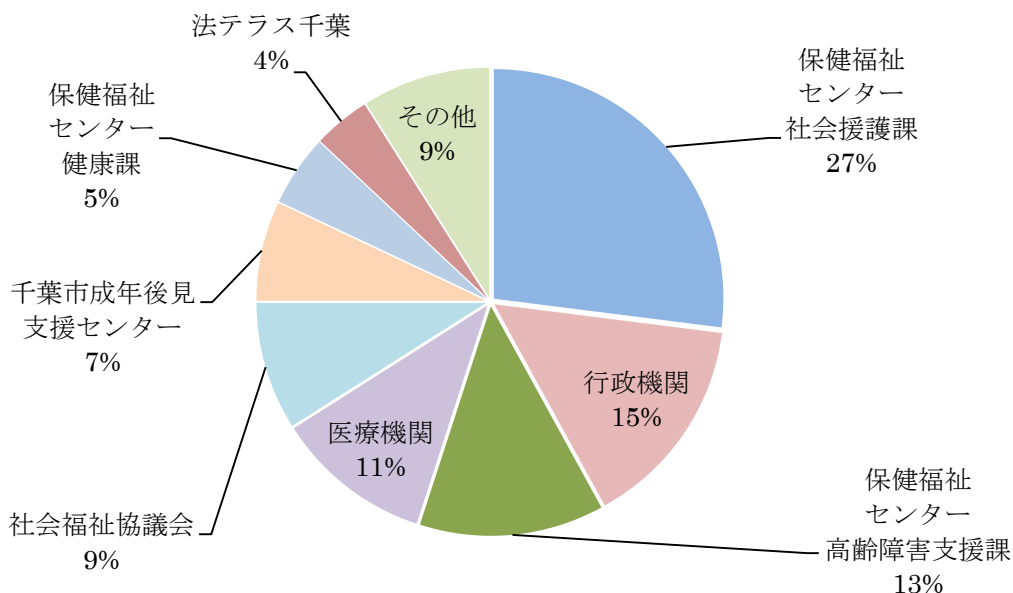
相談者が抱える相談ニーズについて、1人あたり何種類の相談理由を抱えているか尋ねたところ、最も多かったのが2種類で32%、次に3種類で28%、その次に4種類で19%となった。今回の調査では、6種類が最多となり、全体に占める割合は2%となった。

また、千葉県中核地域生活支援センターにおける相談状況（県中核生活支援センター活動白書2010）では、平成22年において、全相談のうち、相談ニーズが複数ある相談が50%以上、3種類以上が約30%となっている。ニーズが10種類以上の多問題家族の事例もあった。



（６）他機関との連携（他機関へのつなぎ）について

相談を受け、どこの機関につないだか尋ねたところ、生活保護の業務を行っている社会援護課が最も多く、高齢障害支援課、健康課等、区保健福祉センターとしての合計では45%、行政機関としての合計では60%となり、行政組織がつなぎ先として一定の役割を果たしている状況が明らかとなった。その他、医療機関、法テラス、社会福祉協議会、千葉市成年後見支援センターとも連携していた。



（７）相談者との対応で困っていることについて

相談者との対応で困っていること（対応困難事例）について自由記載で尋ねたところ、４５機関のうち２７機関から回答があった。資金面では「滞納が長期に渡っており、慢性的に生活困窮となっているケース」、「生活保護を受けていないぎりぎりの人への支援」、対応困難事例の例では「継続的支援の中で本人と連絡が取れなくなってしまうケース」、「制度があっても拒否するケース」、「相談するタイミングが遅く、問題が深刻化・複雑化しているケース」、「家族から相談を受けるが、本人に認識がないケース」、制度面では「高齢者が生活困窮のケースでは紹介する機関等が限定的」、「相談できる機関の情報不足」等の意見があった。

3 NPO等への調査について

貧困対策を先駆的に実施しているNPO等の民間団体について、平成28年10月に、ヒアリングを実施した。

～みんなの寄付で地域をよくするしくみをつくる～ 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

【公益財団法人ちばのWA地域づくり基金】

〒260-0033

千葉市中央区春日1丁目20番15 篠原ビル 301

TEL 043-239-5335

FAX 043-239-5336

URL <http://chibanowafund.org>



公益財団法人ちばのWA地域づくり基金とは

ちばのWA地域づくり基金は、千葉県初の市民コミュニティ財団である。

千葉県内の地域課題とその解決に取り組む公益活動を「見える化」し、みんなで資源を持ち寄り、生かし、みんなで解決するしくみをつくることで、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいる。

概要

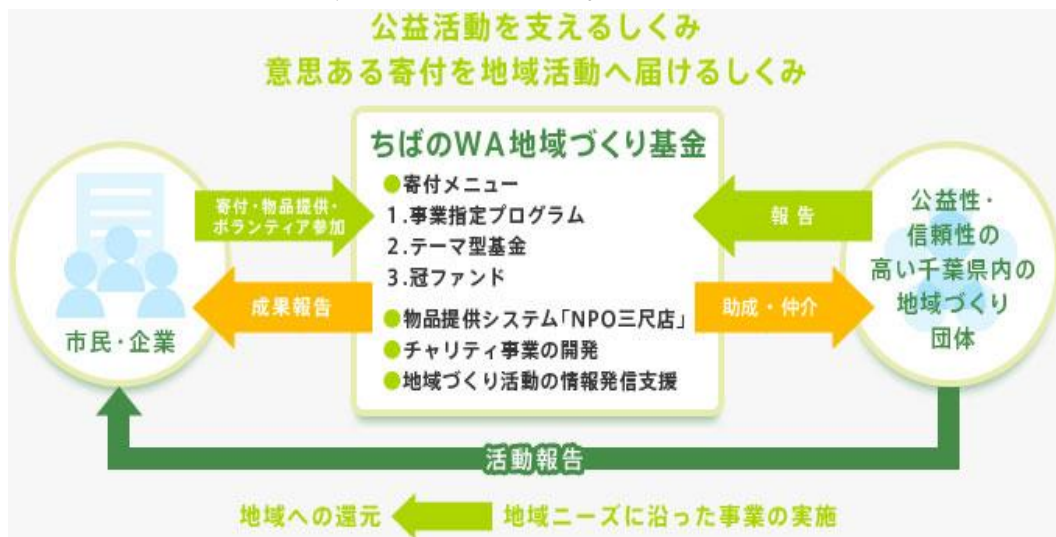
ちばのWA地域づくり基金は、2012年5月、多くの市民からの寄付により設立した公益財団法人である。

人口減少、少子高齢化社会を迎える中、持続可能で豊かな地域社会を創造するためには市民が市民を支える「地域の自治」を再構築する必要がある。地域ではすでに様々な問題を解決するために、市民による多様な取り組みが展開されている。ちばのWAでは、それらの取り組みを可視化し、有効につなぎ、必要な資金を届けることで本質的な課題解決のための地域内資源循環の仕組みをつくり、地域に根付かせ、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来の実現を目指し活動を展開している。



ちばのWA地域づくり基金の活動内容

(1) 市民、地域から集まった寄付（金銭・物品等）を信頼性の高い団体（NPO法人等）の事業に助成を行っている。（※下記イメージ図参照）



(2) 社会的インパクト（社会変革）の創出に向けた、コレクティブインパクト事業（他機関連動型包括的事業）を実施している。

従来型の個別事業支援とは異なり、多様なセクターの様々な主体が、特定の社会課題の解決に取り組む手法を導入し、子どもの貧困、地域包括ケア、就労支援等の社会的課題に対して集中的な資源の投入を行うことにより、課題の根本的な解決が可能となる。

■ちばのWA地域づくり基金を通じて寄付を届ける方法

◇資源循環事業（持ち寄り届けるしくみ）

- ・ 応援したい事業を選んで寄付〔事業指定助成プログラム〕
- ・ 応援したいテーマ・地域に寄付〔テーマ・地域型基金〕
- ・ 50万円以上の寄付でオリジナルプログラムをつくる〔冠ファンド〕
- ・ 遺産・相続財産・香典寄付・物品提供

◇寄付文化創造事業（気軽に寄付できるしくみ）

- ・ 募金箱
- ・ 寄付機能つき自動販売機設置
- ・ チャリティイベント企画実施

◇ネットワーク構築事業（多様な主体が支え、担うしくみ）

- ・ 地域企業のCSRの普及促進
- ・ 地域型プログラムの企画・運営

これまでの主な助成支援実績

(1) 事業指定助成プログラム

2013年7月から2015年3月までに、12事業に対して延べ636件、合計6,375,151円の寄付が集まり、各事業への助成を実施した。

＜助成例＞

団体名	事業名	実施地域	助成額	期
NPO法人子ども劇場千葉県センター	病気と向き合う子どもが笑顔になる贈り物事業	千葉市	514,949円	第4期
企業組合あしたね障害福祉サービス事業所「明日の種」	長作に「明日の種」をまく～畑再生プロジェクト2014～	千葉市	138,705円	第2期
はぐくみの杜を支える会	児童養護施設を退所する子どもたちの自立を支える「はばたき基金」	君津市	1,708,442円	第2期

(2) テーマ型基金（「子どもの今と未来を支える基金」）

＜助成例＞

団体名	事業名	実施地域	助成額	対象年度
NPO法人世界のともだち	家庭訪問型子育て支援しゅっぱぽ	船橋市	200,000円	2016年
認定NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会	夢塾で笑顔を（生活困窮家庭を応援する学習支援）	市川市	200,000円	2016年

(3) 冠ファンド（生活クラブ虹の街エッコロ福祉基金）

＜助成例＞

団体名	事業名	実施地域	助成額	対象年度
フードバンクちば	フードバンク事業を基点とした中間的就労の場づくり	千葉市	292,500円	2016年
NPO法人ワーカーズコレクティブ風車	ストップ無縁社会・つなぐ場創りのための設備整備事業	佐倉市	300,000円	2015年

編集後記

「千葉市WEBアンケート調査（平成28年10月）」では、回答者の約7割が周囲の困りごとを抱える者に対し、支援をしたことがないという結果になった。ちばのWA地域づくり基金は、中間支援組織として社会問題に取り組む団体と支援を考える者とをつなぐ機能を果たしており、こうした組織の働きが活発になることで、市民の貧困等の社会問題に対する意識の高揚と、問題に取り組む団体の活性化が図れるものと考えている。

～ “つなぐ” をキーワードに～

(NPO法人VAICコミュニティケア研究所)

【NPO法人VAICコミュニティケア研究所】

〒263-0051

千葉県稲毛区園生町 1107-7 いなげビレッ

ジ虹と風内

TEL 043-290-8015

FAX 043-290-8016

URL

<http://www.vaic-cci.jp>



生活クラブいなげビレッジ虹と風

NPO法人VAICコミュニティケア研究所とは

2009年に、生活クラブ千葉グループ内で福祉事業を展開していた二つのNPO法人が合併し、VAICコミュニティケア研究所としてスタートした。

同団体は、生活クラブ生活協同組合と、そこから誕生した9団体で構成する「生活クラブ千葉グループ」の一員であり、グループ総合力で、だれもが排除されることなくその人らしく地域で暮らしていけるよう、社会問題の解決とコミュニティの再生に取り組んでいる。

現在は、千葉県稲毛区にある「生活クラブいなげビレッジ虹と風」を拠点とし、社会問題の解決とコミュニティの再生を目的として、“つなぐ”をキーワードに、相談事業、生活支援サービス事業、子育て支援事業、地域交流事業、福祉サービスの評価調査事業等を展開している。(通称：VAIC-CCI)

主な事業内容（市内） ※平成28年度末現在

◆相談事業

平成20年より6年間千葉市の委託を受け、多重債務や生活再生に関する相談対応等を行ってきた。平成25年12月からは、「応援ネットワークちば企業体（JV）」として千葉市生活困窮者自立支援事業を受託し、家計相談支援事業を担当して家計や生活の再生に向けた支援を行っている。

独自事業では、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもたちとの食事や余暇の充実、将来についての相談対応等を包括的に行う事業を実施している。

◆生活支援サービス事業

住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるように、家事代行やサロン等、介護保険制度では対応しきれない様々なサービスを展開している。

◆子育て支援事業

千葉市から「千葉市子育てリラックス館」、「千葉市こどもカフェ3rdプレイス虹」の運営を受託している。

◆地域交流事業

地域の方の交流の場として、各種講座や教室を開催する「あみいこ」を運営している。

◆福祉サービスの評価調査事業

福祉サービスの第三者評価機関として千葉県から認証を受けているほか、千葉県の委託を受けて評価調査員の研修を行っている。



相談事業から福祉サービスの評価調査事業まで、幅広く事業を展開しているが、その全てには“つなぐ”という共通理念がある。そして、それぞれの事業活動において、スタッフや相談員等が課題や問題点を発見し、法人内外の必要なサービスや支援につなげる仕組みを構築している。

組織同士を“つなぐ”仕組みとしては、「生活クラブ千葉グループ連絡協議会」があり、ここでは、グループ内の団体の事業・活動の共有、「生活クラブいなげビレッジ虹と風」として推進している地域活動の共有、また、それぞれの団体の事業・活動の相互作用により、より効果的な地域社会への貢献方法についての検討等を行っている。

事業を推進する中での“つなぐ”には、次のような例がある。

◇住民同士のつながりをつくる

V A I C - C C I のスタッフが独居生活の男性宅に生活支援サービスで支援に入ったところ、1人の生活に淋しさを感じていることがわかった。そこで、V A I C - C C I が行っている地域交流事業「あみいこ」に誘い、何度か参加するうちに近隣住民とのつながりが生まれた。その後、男性は病気を発症し自宅療養となったが、あみいこで交流を重ねてきた近隣住民が家に訪ねてきたり、一緒に趣味を楽しんだり、充実した生活を送っている。また、V A I C - C C I の見守り支援も継続している。

◇スタッフの気づきから支援につなげる

V A I C - C C I のスタッフが、毎日見かける高齢の女性がいた。様子が普通と違うため、しばらく見守りを続けていたが、ある日声をかけ、事務所でスタッフとの顔合わせを行った。それからは、外で会えばスタッフが声をかけ、何かあると事務所に来所するようになった。また、女性は地域交流事業「あみいこ」や地域の集まりにも参加するようになり、次第に地域の中でも見守られるようになっていった。

現在は、女性が体調を崩したこともあり、あんしんケアセンターと連携しながら支援を続けている。

◇学校・行政・社会福祉協議会と連携した子どもの支援

高校のスクールソーシャルワーカー（SSW）から、生活保護世帯の生徒の進路について相談が寄せられた。内容は、進学を希望している生徒に対し、保護者が反対しているというもの。

生徒を交えて、SSWとV A I C - C C I の相談員が面談を行い、生徒の将来の夢を実現させるために、社会福祉協議会や行政の制度の活用を検討しながら、高校と話し合いを進めている。

これら“つなぐ”仕組みにおいて重要なことは、対面して話をするところである。電話だけでなく直接会うことから信頼関係が生まれ、信頼できる人に“つなぐ”ことができると考えているからだ。

また、“つなぐ”ために課題だと感じていることは、ネットワークの構築とその継続である。関係機関は異動により担当者が代わることが多く、担当者の変更により、それまでの関係が途絶えてしまうこともある。

編集後記

本プランの目的のひとつに、「見えにくい」貧困問題に対し、全庁横断的に相談から支援を行う体制の構築がある。この見えにくい要支援者に対し、V A I C - C C I では、“つなぐ”を基本理念として各方面からアプローチをすることで、発見から支援まで、関係機関と連携して対応を行っている。中でも、要支援者の発見にあたっては、専用の相談窓口の設置だけでなく、サロンや「あみいこ」等の交流機会を提供することで相談しやすい環境整備に努めているほか、日常の中での異変に対しても敏感に反応し、関係機関につないでいる。

この発見から支援までを“つなぐ”という意識は、貧困問題に携わる者全員が共有しなければならないものであり、全庁横断的な支援体制の構築・運用において最も重要になると考えられる。

4 千葉市生活自立・仕事相談センターからのヒアリング結果

平成29年10月17日に、千葉市生活自立・仕事相談センター職員から、貧困状態に陥る背景についてどう感じているか等について、意見を聴取した。

(1) 貧困状態に陥る背景等

ア 相談者は、生育歴に課題を抱える者も多い。特に暴力の問題である。家庭内で暴力を受けて育ってきた者は周囲との関係や自己肯定感を適切に構築することができず、就労継続や社会資源のアクセスに困難を抱えるために貧困状態に陥ることがある。また、祖父の家庭内暴力が原因で子に留まらず孫まで安心して生活できる環境が得られないまま、家族ごと貧困状態に陥るケースもある。貧困や暴力の問題が連鎖しているような例は多い。

イ 一つの事由だけでなく、経済的な問題、障害、健康問題、社会的な孤立、家族問題等の要因が幾つか重なることによって、自ら助けを求めることが困難な状態になり、困窮していく。また、複合的な課題を抱えた場合に対応する窓口が複数にわたってしまうため、ワンストップで問題が解決できず、困窮している例もある。

(2) 生活課題が複雑化・多様化している背景

ア 社会構造の変化等も影響している。労働に関していえば、正社員中心の働き方から非正規労働が4割と増大する中で、雇用の不安定化が進んでいる他、農業や製造業などからサービス業への産業構造の転換に伴い、対人関係に課題を抱える人が働きにくい社会になってきている。

イ 核家族化や少子高齢化、地域での支え合いの減少等により、家族内で問題を抱えてしまった結果、家族ごと貧困に陥ることも多い。この場合、周囲の者からは問題が見え難く、問題が複雑化してから見つかることが多い。

ウ 高齢者が貧困に陥る要因に無年金・低年金の問題があるが、これは制度の問題でもある。国民年金（基礎年金）のみの世帯は、単身になると途端に困窮化してしまう傾向にある。国は、様々な制度を作ったが、家族による支え合いがなければ機能しないようなものもある。

(3) 複合的な問題への対応

ア 市の関係部署との連携で解決できることもあるが、あんしんケアセンター、ひきこもり地域支援センター、弁護士等との連携が必要なことも多い。相談者は滞納をしていることが多く、税部門との連携も必要である。

イ 民生委員、友人、職場、学校等への相談を契機に貧困状態にある者を発見することもあるが、高齢者であれば、介護を要する状況になって、支援をする関係機関が発見することもある。このため、互いの業務を理解した上で、関係機関との連携を密にしていくことが必要である。

第4章 これまでの取り組みから見える課題について

(1) 貧困リスクの高い者、孤立者の早期発見が必要であること

ア 貧困リスクの高い者の把握及び数値化を行うため、対象者を絞り込むための情報収集を実施したが、十分な情報を得ることができなかった。貧困に陥る要因は、経済的要因、生活の変化、長期に渡る病気、事故、アルコール依存等、様々な要因が考えられることから、貧困リスクの高い者の把握は難しいのが実態である。

また、核家族化や少子高齢化等が進展し、安価な物が溢れる現代社会では、貧困が見え難いという実態もある。

現に、千葉市が実施した市民へのWEBアンケートでは、周囲に生活に困りごとを抱えている者がいると答えた44%の者のうち、困りごとを抱えている者との関係の内訳は、家族や友人が31%、近隣住民が6%、上司・同僚が2%、その他が5%となっており、対象者との関係性が薄い場合には、困りごとを抱えている者を認識することが難しいという実態が明らかとなっている。

イ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第7回）の資料において、「自立相談支援機関への相談経路としては「本人が自ら連絡」が約4割、「関係機関・関係者からの紹介」が約3割」という状況が示されている。また、同資料において、「生活困窮者は日々の生活に追われ、また自尊感情の低下等により、相談に至っていない場合が多いこと」、「地域や社会から孤立していて自分から情報にアクセスすることが難しく、相談先の情報がないために相談に至っていない場合があること」が示されている。千葉市においても、千葉市生活自立・仕事相談センターに寄せられる相談のうち、関係機関からの紹介等、本人以外からの相談が35%を占めており、同様の傾向にある。また、千葉市における自立相談支援機関に対する10万人あたりの新規相談件数は8.2件であり、国が示す目安値22件（いずれの数も平成28年度の数）とは乖離があることから、更に多くの潜在的な需要があるものと考えられる。

このため、貧困リスクの高い者を地域でいかに把握し、支援に結び付けていくか、また、相談窓口へ行かない者や行けない者をどう支援機関に繋いでいくかが課題となる。

ウ 千葉市が実施した市民へのWEBアンケートでは、困りごとを抱えている者への支援経験について、70%の者が経験なしと回答しており、周囲に困りごとを抱えている者がいても、それ以上の関与が難しい実態が明らかとなった。このように、近隣住民が気付いていながら、適切に行政や支援機関につながっていないことがあると考えられ、貧困リスクが高い者を

発見した際に、いかに窓口に繋げるかが課題となる。

- エ 相談するタイミングが遅いことにより、相談時点で既に問題が深刻化・複雑化してしまっており、解決までに長期間を要する場合がある等、貧困リスクが高い者や孤立者をいかに早期に把握するかが課題となる。

(2) 相談体制の強化・充実、包括的な相談支援が必要であること

ア 平成28年度における生活保護の開始理由は、貯金等の減少・喪失が47.6%、世帯主の傷病が13.2%であった。千葉市生活自立・仕事相談センターへの相談は、経済的困窮が19.7%、就職活動困難が10.2%、住まい不安定が10.4%、メンタルヘルスが7.4%、病気が6.6%となっており、相談内容が多岐に渡っている実態が明らかになった。国が行った「平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)」の結果においても、自立相談支援機関への相談のうち、経済的困窮、就職活動困難、病気、家族の問題、住まいの問題等の複数の問題を抱える相談が55.9%と半数を超えている実態が明らかにされている。

生活困窮者の相談は、経済的な困窮から家族問題まで多岐に渡っており、全世代・全対象型の包括的な相談支援体制が求められている。現に、千葉市生活自立・仕事相談センターでは、同一世帯に①介護を要する高齢者、②病気を抱える子ども、③生活態度に問題がある孫がいるといったような一つの福祉制度、一つの支援機関だけでは対応が困難な相談が増えている。

イ 千葉市における自立相談支援機関に対する10万人あたりの新規相談件数は8.2件であり、国が示す目安値22件(いずれの数も平成28年度の数)とは乖離があることから、更に多くの潜在的な需要があるものと考えられ、これに対応できるだけの相談体制が必要となる。

ウ 相談機関へのアンケート調査では、高齢者が生活困窮しているケースでは紹介する機関等が限定的であること、相談できる機関の情報が不足していることが課題として挙げられた。また、前述のとおり、生活困窮者の相談は多岐に渡っており、相談機関のより一層の連携強化・相談体制の充実が求められている。

(3) 多様なサービスの提供、支援体制の充実が必要であること

ア 貧困リスクの高い者の把握及び数値化には至らなかったため、必要なサービスの過不足について判断することはできなかった。しかし、現在の制度では、離職者について、住居を継続して確保するための現金の給

付としては当座の家賃費用を支払う制度（生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金制度）しかないこと、1～2週間の当面の生活費を賄う制度が貸付制度しかないこと、ホームレス、ネットカフェ・24時間営業での暮らしの者に対し、一時的にシェルターという形で衣食住を提供できるものとして生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業があるが継続的に支えていく支援とはなっていないこと、身寄りのない者への住居確保が難しいこと等、サービス量が限定されているものやそもそも制度の狭間で対応が十分にできないものがある。

イ 相談機関へのアンケートでは、ひとりが6種類の問題を抱える多問題事例の存在が明らかになり、社会環境の変化に伴い、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、既存の制度だけでは十分に対応できない者への支援の必要性が示される等、行政機関による支援の充実、民間団体等との更なる連携が求められている。

ウ 千葉市生活自立・仕事相談センターの支援業務の1～2割は部屋探しとなっており、特に、生活保護を受給せず収入が不安定な者についての部屋探しに苦勞している。

（４）多様な主体との連携強化が必要であること

ア 貧困とは、様々な要因で陥ると考えられること、貧困リスクの高い者は複合的な問題を抱えている場合が多いこと等から、全庁横断的な相談支援体制が必要である。厚生労働省が行った「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」（平成27年12月実施）によれば、自立相談支援機関に繋がった実績がある庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援機関への新規相談件数が多くなっている実態が明らかにされているところ、千葉市における自立相談支援機関に対する10万人あたりの新規相談件数は8.2件であり、国が示す目安値22件（いずれの数も平成28年度の数）とは乖離があり、庁内関係機関との連携をより進めていく必要があると考える。

イ 生活困窮者の支援については、制度の狭間で対応できないものや不足しているサービスについての対応を検討する必要がある。

また、急速な人口減少を背景に、行政だけでは対象ごとの安定的な事業運営が難しくなっていることから、民間支援団体、地縁団体等と連携を図りながら支援を行っていく必要がある。

（５）子どもへの対策が必要であること

ア 経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童等、支援を要する子どもは約1万3千人、約13人に1人となっている（千葉市こども未来

応援プランから抜粋)。これらの児童は、一般世帯に比べて高校等進学率が低く、教育の機会が得られにくいこと等から将来貧困に陥るリスクが高いと考えられる。さらに、子どもの貧困率は13.9%（全国）で、約7人に1人が貧困世帯で暮らしている状況にあり、こうした子どもに対する更なる支援が必要となっている。

イ 経済的困窮を理由に学習機会の不均衡が生じないよう、特に高校生までの間に、公的機関が子どもの貧困にアプローチする必要がある。ただし、高校中退の理由には、本人自身の問題だけでなく、進学に対して家族の理解が得られない等、家庭の問題であるケースもあり、この点についても支援が必要である。

（6）健康の保持増進を図る必要があること

ア 相談機関へのアンケートでは、「身体的病気・怪我」の相談が11%、「精神的病気・メンタル」の相談が7%となっており、合計すると、経済的困窮の次に多い相談となっている。また、生活保護の開始理由では「世帯主の傷病」が3番目に多く、栄養面や薬物対策、健診等健康分野での対応が不可欠となっている。

イ 市民へのアンケート調査で市民が「貧困」をどのような状態と考えているかについての問いに対し、「食事が肉なしカレーであること」や「精肉や鮮魚を食べる余裕がないこと」、「果物が高くて買えないこと」等の回答があり、生活困窮者が、安くて満腹感を得やすい炭水化物を多く摂取する傾向にあることが垣間見られ、実際、食べていくのがやっとという状況では、バランスの良い食事や健診を受診する等の健康面にまで意識が回らないと考えられる。

ウ 平成26年の国民健康・栄養調査「所得と生活習慣等に関する状況について」では、所得の低い世帯と所得の高い世帯とを比較すると、所得の低い世帯では、穀物類の摂取が多く、野菜類や肉類の摂取が少ない。また、習慣的に喫煙している者の割合が高い、健診の未受診者の割合が高い、歯の本数が20歯未満の者の割合が高い等が示されている。

第5章 貧困対策推進施策の方向性について

前章の諸課題を踏まえ、貧困対策推進のための方向性について整理した。

1 早期の相談への結び付け

- (1) 地域において、状況によって「貧困は誰にでも起こりうる問題」として意識啓発を行うとともに、貧困リスクが高い者に気づく関係づくりに努める。また、支援を必要とする者を発見した際に、速やかに支援機関に繋がられるようにする。
- (2) 支援を必要とする者が、相談窓口に関する情報を確実に得られるようにするとともに、相談窓口に行かない者や行けない者を相談窓口に繋げるためにアウトリーチを行う等の取組みを進める。
- (3) 問題が複雑化、深刻化すると、解決までに相当の労力と時間を要することから、早期に相談に結びつける仕組みを構築する。

2 相談体制の強化

今後も、複合的な問題を抱える者の増加が予測されることから、相談を包括的に受け止め、多様なサービスと連携する身近な相談窓口の強化等を推進する。

3 多様なサービスの提供、支援体制の充実

- (1) 困りごとを抱えている課題は様々であり、それぞれの事情に寄り添った支援を行うことができる体制を構築する。
- (2) 就労支援及び生活の安定のため基本的な要素である住宅支援について、特に充実させる。
- (3) 行政だけでは対応できない課題について、民間団体等のサービスの活用を検討し、多様なサービスを提供できるようにする。

4 相談機関、サービス提供機関等のネットワークの強化

- (1) 全庁横断的な支援体制を構築し、継続的な情報共有等を図る。
- (2) 複数の課題、複合的な課題を持つ者への対応を円滑に行うため、関係機関・団体、地域住民等との連携・ネットワークの強化を推進する。

5 子どもへの対策

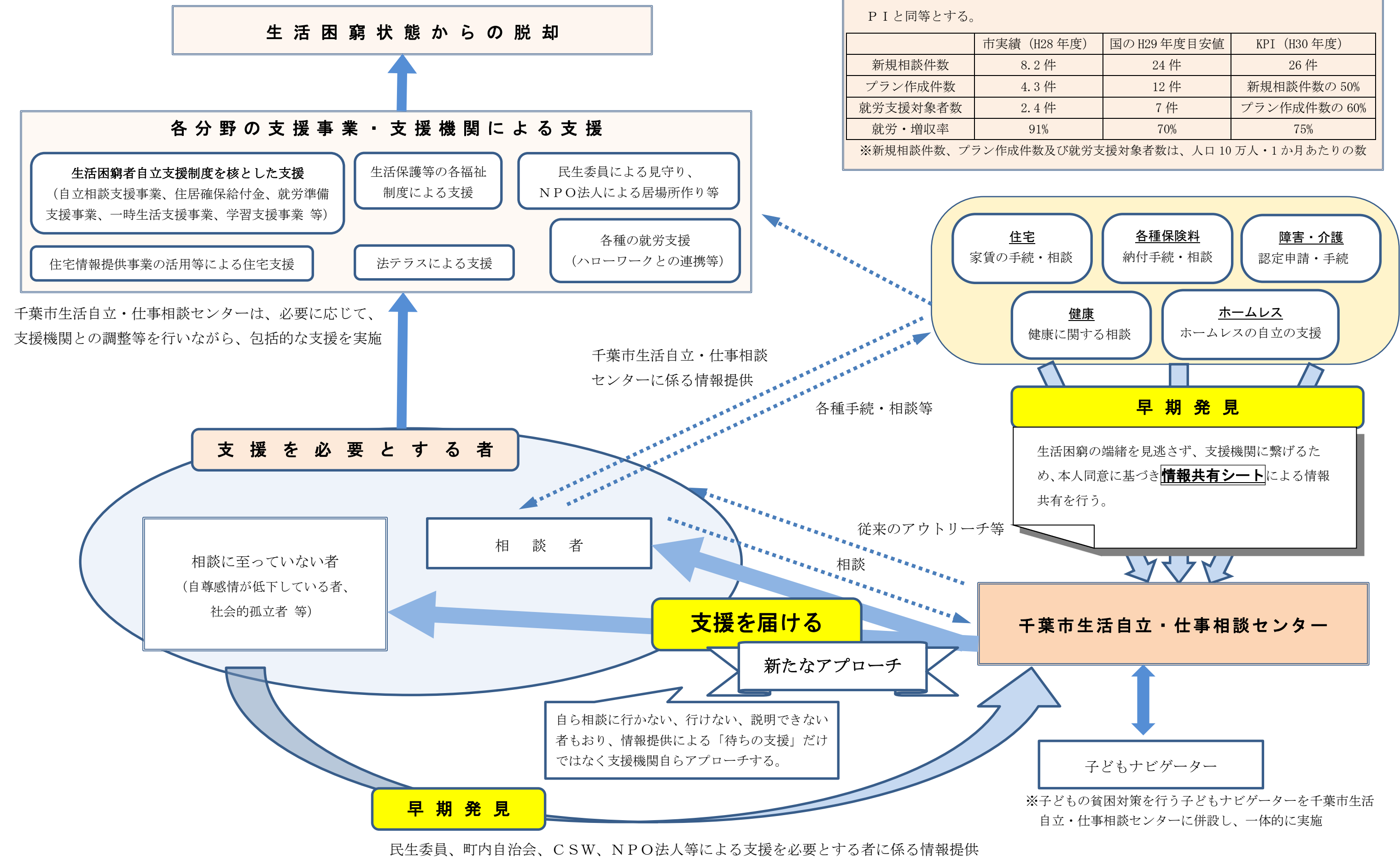
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を図るため、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進する。

※ 子どもの貧困対策に係る部分については、既に千葉市こども未来応援プランの中で基本理念、基本目標（取組みの視点）が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、子どもの貧困対策に係る部分は、同プランに委ねる。ただし、同プランに記載された施策のうち、生活困窮者自立支援制度に係る施策については、今後、取り組むべき施策として、本プランにおいても重複して記載する。

6 健康の保持増進

健康状態の悪化は、生活困窮に陥る要因のひとつとなることから、日頃からの健康保持への意識付けに努める。また、健診の受診等を推進する。

第6章 貧困対策推進のための施策について



1 施策の方向性 1 「貧困リスクの高い者、孤立者」の早期発見

●貧困対策の周知啓発（保護課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
相談窓口の一覧を掲載したチラシを作成し、町内自治会等に配布することで相談窓口の周知啓発を図る。	未実施	相談窓口の一覧を掲載したチラシの作成・全町内自治会等に対する配布	相談窓口の一覧を掲載したチラシを町内自治会等に配布することで相談窓口の周知啓発を図り、地域等の者が、支援を必要とする者を発見した際に、支援機関に速やかに繋げられるようにする。

●貧困対策の周知啓発（保護課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
各関係機関等に千葉市生活自立・仕事相談センターの周知用ポスターやカードチラシの配架を依頼する。	一部実施（一部窓口において実施済み）	啓発用ポスター及びカードチラシの各窓口等における配架	啓発用ポスターやカードチラシによる情報提供を行うことで早期発見・早期支援に結びつける。

●情報共有体制の構築（保護課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
情報共有シートを作成・活用することで関係各課・関係機関等と千葉市生活自立・仕事相談センターとの情報共有・連携強化を図る。	未実施	情報共有シートの作成・活用により情報共有体制を構築する。	情報共有シートを活用することで「情報提供」に留まらない「情報共有」を実現し、支援を必要とする者に確実に支援を届けるとともに、早期発見・早期支援を実現する。

●関係機関との連携強化（保護課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
生活困窮者自立支援法に係る各種事業等を記載したマニュアル等や各関係機関等の業務内容、連絡先等を記載した一覧表等を作成することにより、関係機関等に対する制度や連絡先の周知を行い、早期発見・早期支援に繋げる。	未実施	生活困窮者自立支援法に係る各種事業や千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携方法等を記載したマニュアル及び関係機関等の一覧表の作成及び周知	マニュアルの作成や関係機関等の一覧表の活用により、各関係機関等との連携を強化することで、様々な悩みを抱える者の早期発見・早期支援に繋げる。

●あんしんケアセンターと千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携強化（地域包括ケア推進課、保護課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
あんしんケアセンターが行う総合相談の中で、貧困に関する問題に適切に対処するために、千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携を密にする。	未実施	実施	あんしんケアセンターに対して生活困窮者自立支援制度や千葉市生活自立・仕事相談センターについての周知を行い、連携体制を構築していくとともに、地域ケア会議等で貧困に関する問題を取り上げる場合は、必要に応じて千葉市生活自立・仕事相談センター職員が助言を行う体制を構築する。

●民生委員との連携（地域福祉課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
民生委員・児童委員が行う日々の活動等を通じて、地域住民に対し、制度等の周知が図られるよう、委員に対し、協議会や研修会等で、周知する。	実施	実施	各区の協議会、研修会等で、委員に制度等を周知することで、支援を必要とする人を早期に発見し、支援に繋げられるようにする。

●相談窓口での連携強化（国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料減免申請者等に対する情報提供）（健康保険課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
各区役所の市民総合窓口課の窓口において、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料の減免申請や相談時に、必要に応じて、千葉市生活自立・仕事相談センターや関係各課等、相談窓口に係る情報提供を行う。	実施	実施	市民及びその家族への制度・相談窓口の周知を図るほか、職員による制度・相談窓口の適切な案内体制をつくる。

●相談窓口での連携強化（介護保険料の納付相談者等に対する情報提供）（介護保険管理課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
保健福祉センター等の窓口で介護保険料の納付相談があった際に、必要に応じて、千葉市生活自立・仕事相談センターや関係各課等、相談窓口に係る情報提供を行う。	未実施	実施	市民及びその家族への制度・相談窓口の周知を図るほか、職員による制度・相談窓口の適切な案内体制をつくる。

●相談窓口での連携強化（障害者年金未申請者への情報提供）（障害者自立支援課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
障害手帳交付時や等級変更時に、「障害者福祉のあんない」の年金のページや日本年金機構発行の「障害年金ガイド」等を活用し、障害年金の申請漏れのないようにする。	一部実施	実施	障害年金の制度について、知ってもらう機会を増やすことで、申請漏れを少なくする。

●相談窓口での連携強化（貧困滞納者への支援強化）（債権管理課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
無財産、生活困窮等の場合は、債権放棄等を検討する。	実施	実施	債権放棄等の制度を、関係職員へ周知（研修、債権管理アドバイザー、通知等）。

●相談窓口での連携強化（市営住宅の家賃等の滞納者への情報提供）（住宅整備課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
市営住宅の家賃滞納者に対して、年 4 回の催告書の送付時に「千葉市生活自立・仕事相談センターの案内を同封し、同センターの情報提供を行う。	実施	実施	千葉市生活自立・仕事相談センターの案内を同封することにより、同センターの利用をこれまで以上に促進する。

●相談窓口での連携強化（市営住宅の家賃減免制度対象者への支援強化）（住宅整備課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
全入居者に対し、年 2 回減免制度の周知を図るとともに、分割相談や訪問徴収時等、機会あるごとに減免申請を促すことで対象者を支援する。	実施	実施	年 2 回、家賃減免制度チラシの郵送により制度を周知。分割納付相談等において家賃減免申請に導く。

●就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化（学事課、保護課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
現在、担当者向けに毎年説明会を行っているが、担当以外の教職員向けの研修用資料を作成し、全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助の提案ができるよう啓発する。 また、就学援助に係る研修用資料に学習支援事業や千葉市生活自立・仕事相談センターの内容を盛り込み全教職員への周知を図る。	一部実施	実施	全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助を提案できるようにする。

2 施策の方向性 2 相談体制の強化・充実、包括的な相談支援

●千葉市生活自立・仕事相談センターの充実（保護課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
様々な悩みを抱えた者に対する相談窓口である千葉市生活自立・仕事相談センターについて相談体制を充実させる。	センター設置箇所数 3 か所 センター従事者数 15 人	センター従事者数 20 人	既存センターの利用状況等を踏まえた上で、千葉市生活自立・仕事相談センターの従事者数の増加、同センターの増設等により、様々な悩みを抱えた者に対する包括的な支援体制を構築する。

●あんしんケアセンターの総合相談機能拡充（地域包括ケア推進課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
あんしんケアセンターは、役割として高齢者に係る総合相談業務を担っており、貧困に関する内容についても相談を受けている。なお、平成 29 年度より、市内 24 か所から 30 か所（出張所 2 か所含む）に増設し、包括三職種人数も増員しており、よりきめ細かな総合相談を行っている。	市内 30 か所設置 三職種 137 人配置	市内 30 か所設置 三職種 150 人配置	総合相談をきめ細かに行う為、包括 3 職種を高齢者人口の増数に併せて適切に配置する。

●ひきこもり地域支援センターの充実（精神保健福祉課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
ひきこもり本人及び家族等からの電話、来所等による相談に応じ適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を実施し、本人の自立の促進及び家族等の福祉向上を図る。	電話による相談中心から、来所や訪問による相談支援件数も徐々に増加している。平成 28 年度からはひきこもりサポーターを養成し、派遣も行っている。	相談支援の継続実施	センターにおける普及啓発・情報発信機能をさらに充実させるとともに、本人との信頼関係の構築に努め、アウトリーチ型の支援件数の増加を目指す。

●ひとり親家庭相談窓口の充実（こども家庭支援課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
ひとり親家庭の親が手当等の手続きで来所した機会を活用し、相談に応じることで、各種支援制度の周知や情報提供を行い、さらに就労支援等により、自立の促進を図る。	児童扶養手当の現況届のお知らせを送付する際に、ひとり親家庭向けの案内リーフレット、学習支援事業のチラシ等を同封し、情報提供を行っている。	継続実施	各種支援制度の周知を行うとともに、関係機関との連携の推進と強化を図り、相談支援体制をより充実させる。

●就学援助受給者の他制度との連携（学事課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
認定通知書を保護者へ送付する際、「学習支援事業」の案内チラシを同封し、制度の周知を行っている。	実施	実施	他部署等が所管している制度との連携を図る。

●就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化（学事課、保護課）※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
現在、担当者向けに毎年説明会を行っているが、担当以外の教職員向けの研修用資料を作成し、全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助の提案ができるよう啓発する。 また、就学援助に係る研修用資料に学習支援事業や千葉市生活自立・仕事相談センターの内容を盛り込み全教職員への周知を図る。	一部実施	実施	全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助を提案できるようにする。

●情報共有体制の構築（保護課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
情報共有シートを作成・活用することで関係各課・関係機関等と千葉市生活自立・仕事相談センターとの情報共有・連携強化を図る。	未実施	情報共有シートの作成・活用により情報共有体制を構築する。	情報共有シートを活用することで「情報提供」に留まらない「情報共有」を実現し、支援を必要とする者に確実に支援を届けるとともに、早期発見・早期支援を実現する。

3 施策の方向性 3 多様なサービスの提供、支援体制の充実

●生活困窮者自立支援事業の活用（保護課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
住居を喪失し、又は喪失する恐れのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の給付や一時生活支援事業（シェルター）を活用する。	実施	実施	ハローワーク等の関係機関に対し、制度を周知し、活用を促すとともに、各種事業を活用することで必要な支援を行う。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の活用（住宅政策課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
低額所得者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、対象者が安心して住戸を選択できるしくみを構築するため、制度の周知を図る。	制度対象者 ①低額所得者②被災者③高齢者④障害者⑤子供を養育しているもの 等	実施	不動産業界に制度周知を図ることにより、登録を促進する。

●住宅情報提供事業（すまいのコンシェルジュ）の活用（住宅政策課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
市内への引越しを考えている低額所得者や高齢者等に対して、住宅情報のほか、より身近な地域の住環境の情報提供を行う。	実施	実施	相談件数の増加を目指す。

●市社協日常生活自立支援事業の充実（地域福祉課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
複合的な課題を抱えた市民の状況を的確に捉え、総合的な支援につなげられるよう C S W が支援を必要とする者に関する情報を得る機会の増加を図る。	（現在の主な情報源） ①民生委員・児童委員 ②あんしんケアセンター ③生活福祉資金借受希望者	実施	C S W の活動情報源に日常生活自立支援事業の利用相談者情報を加える等により拡充し、総合的な支援を実施する。

●N P O 法人をはじめとする関係機関との連携（地域福祉課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
市内で地域福祉、貧困対策について意欲的に取り組んでいる N P O 法人等と一層の連携を図る。	未実施	実施	活発に活動している N P O 法人等に対しヒアリング等を行い、貧困対策への民間の力の取り込みを検討する。

4 施策の方向性 4 多様な主体との連携強化

●千葉市社会福祉協議会との連携（地域福祉課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
市域全域をカバーし、住民主体で地域福祉活動に従事する社会福祉協議会地区部会関係者に対して、相談機関等を周知し、福祉活動や見守り活動等から情報提供を受けることで、対象者の把握を行い適切に対応する。	未実施	実施	社会福祉協議会地区部会関係者に対して、相談機関等を周知する。

●千葉労働局との雇用対策協定を通じた連携強化（経済企画課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
毎年度、千葉労働局と連携する取組事項について、事業計画を策定し、地域の雇用に係る施策を展開する。	平成 28 年 7 月 13 日に雇用対策協定締結 平成 29 年 6 月 13 日付で平成 29 年度事業計画を策定済み。	継続実施	事業計画のとおり

●関係機関との連携強化（保護課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
生活困窮者自立支援法に係る各種事業等を記載したマニュアル等や各関係機関等の業務内容、連絡先等を記載した一覧表等を作成することにより、関係機関等に対する制度や連絡先の周知を行い、早期発見・早期支援に繋げる。	未実施	生活困窮者自立支援法に係る各種事業や千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携方法等を記載したマニュアル及び関係機関等の一覧表の作成及び周知	マニュアルの作成や関係機関等の一覧表の活用により、各関係機関等との連携を強化することで、様々な悩みを抱える者の早期発見・早期支援に繋げる。

●あんしんケアセンターと千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携強化（地域包括ケア推進課、保護課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
あんしんケアセンターが行う総合相談の中で、貧困に関する問題に適切に対処するために、千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携を密にする。	未実施	実施	あんしんケアセンターに対して生活困窮者自立支援制度や千葉市生活自立・仕事相談センターについての周知を行い、連携体制を構築していくとともに、地域ケア会議等で貧困に関する問題を取り上げる場合は、必要に応じて千葉市生活自立・仕事相談センター職員が助言を行う体制を構築する。

●民生委員との連携（地域福祉課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
民生委員・児童委員が行う日々の活動等を通じて、地域住民に対し、制度等の周知が図られるよう、委員に対し、協議会や研修会等を通じ、周知する。	実施	実施	各区の協議会、研修会等を通じ、委員に制度等を周知することで、支援を必要とする人を早期に発見し、支援に繋げられるようになる。

●ひとり親家庭相談窓口の充実（こども家庭支援課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
ひとり親家庭の親が手当等の手続きで来所した機会を活用し、相談に応じることで、各種支援制度の周知や情報提供を行い、さらに就労支援等により、自立の促進を図る。	児童扶養手当の現況届のお知らせを送付する際に、ひとり親家庭向けの案内リーフレット、学習支援事業のチラシ等を同封し、情報提供を行っている。	継続実施	各種支援制度の周知を行うとともに、関係機関との連携の推進と強化を図り、相談支援体制をより充実させる。

●就学援助受給者の他制度との連携（学事課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
認定通知書を保護者へ送付する際、「学習支援事業」の案内チラシを同封し、制度の周知を行っている。	実施	実施	他部署等が所管している制度との連携を図る。

●就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化（学事課）※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
現在、担当者向けに毎年説明会を行っているが、担当以外の教職員向けの研修用資料を作成し、全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助の提案ができるよう啓発する。 また、就学援助に係る研修用資料に学習支援事業や千葉市生活自立・仕事相談センターの内容を盛り込み全教職員への周知を図る。	一部実施	実施	全教職員が経済的に困難な保護者へ就学援助を提案できるようにする。

●情報共有体制の構築（保護課） ※再掲

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
情報共有シートを作成・活用することで関係各課・関係機関等と千葉市生活自立・仕事相談センターとの情報共有・連携強化を図る。	未実施	情報共有シートの作成・活用により情報共有体制を構築する。	情報共有シートを活用することで「情報提供」に留まらない「情報共有」を実現し、支援を必要とする者に確実に支援を届けるとともに、早期発見・早期支援を実現する。

5 施策の方向性5 こどもへの対策

●子どもの学習支援事業の強化（保護課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
親から子への貧困の連鎖を防止するための学習支援事業を、生活保護受給世帯のほか、就学援助や児童扶養手当を受給する世帯に対しても実施する。	実施	実施	就学援助や児童扶養手当を受給する全世帯に周知することで、支援を必要とする者が、必要な支援を受けられるようにする。

●高校中退防止対策の実施（保護課）

取組内容	29 年度 8 月 現況	32 年度 末 目標	到達目標 (39 年度 末 時点)
生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に対する学習支援事業参加者の高校等進学後の状況を把握するとともに、他市の状況等を調査し、高校中退防止対策について検討する。	未実施	学習支援事業参加者の高校等進学後の状況の把握、他市の状況等の把握、高校中退防止対策についての検討	学習支援事業参加者に対して、高校等進学後の状況を把握し、サポートすること等により、高校中退を防止する。

6 施策の方向性 6 健康の保持増進

●依存症者への支援対策の推進（こころの健康センター）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
アルコール、薬物、ギャンブル等依存症について、普及啓発を行うとともに、依存症者等やその家族に対する相談・支援体制を整備し、依存症者等に必要な支援を提供する。	一部実施	実施	依存症について理解を深める機会の増加等普及啓発の推進、依存症者又は家族に対する依存症治療回復プログラム等の実施及び関係機関職員等の依存症への支援技術の向上を図る。

●薬物乱用防止対策の普及啓発の推進（健康企画課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
千葉県や千葉市薬剤師会等関係機関と連携を図り、普及啓発を行う。また、千葉市主催のイベント（青少年の日フェスタ・子ども未来局所管）に参加し普及啓発を行う。	千葉県主催の街頭キャンペーン等に参加し、普及啓発を共に推進している。（一社）千葉市薬剤会主催のイベントにおいて、ポスター掲示やリーフレット配布等により普及啓発を推進する。千葉市青少年の日フェスタ（市子ども未来局主催）に参加し、ポスター掲示、リーフレット及びポケットティッシュを配布し普及啓発を推進する。	実施	左記の内容に加えて、所管課である健康企画課でのポスター掲示やリーフレット配布（常時）、キャンペーン期間中必要に応じてインターネットによる普及啓発を推進する。

●栄養・食生活改善事業の推進（健康支援課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
健康課において実施している、乳幼児から高齢者までを対象とする栄養相談において、食事のバランスについての知識の普及を図る。	平成 26 年国民健康・栄養調査報告では、世帯の所得と食生活（野菜類及び肉類摂取量）の関係が報告されている。	実施	家庭の状況に合わせた助言ができる栄養相談において、身近な食材を使った調理方法等の紹介をする。

●国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施及び受診勧奨（健康保険課）

取組内容	29 年度 8 月現況	32 年度末目標	到達目標 (39 年度末時点)
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病を予防するため、40 歳以上の方を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、より多くの方の受診につながるよう、受診勧奨を実施する。	実施	実施	特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上

1 施策の推進に向けた概要

1 これまでの取組みから見える課題

1 貧困リスクの高い者、孤立者の早期発見が必要

- (1) 貧困リスクの高い者を把握することは難しい。
- (2) 貧困リスクが高い者を発見した際にいかに窓口に繋げるかが課題である。
- (3) 自尊感情の低下により相談に至っていない者、地域から孤立し自ら情報にアクセスすることが難しいために相談に至っていない者等をどう繋げるかが課題である。
- (4) 相談時期が遅いことで問題が深刻化・複雑化し、解決に長期間を要する等、早期発見の取組みが必要である。

2 相談体制の強化・充実、包括的な相談支援が必要

生活困窮者の相談は、経済的困窮から家族問題まで多岐に渡っており、包括的な相談体制が求められている。

3 多様なサービスの提供、支援体制の充実が必要

- (1) 社会環境の変化に伴い、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、既存の制度では十分に対応できない。
- (2) 生活自立・仕事相談センターの支援業務の1・2割は部屋探しであり、特に生活保護を受給していない収入が不安定な者に対する部屋探しに苦勞している。

4 多様な主体との連携強化が必要

生活困窮者の支援においては、行政制度だけでなく、民間支援団体、地域団体等と連携しながら対応する必要がある。

5 子どもへの対策が必要

- (1) 経済的に困難な状況にあり、生活保護等の支援制度を利用している世帯の子どもは約1万3千人となっており、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいると推測される。また、生活保護世帯の高校等進学率は他世帯と比べ約1.2ポイント低く、学習機会の不均衡が懸念され、高校生までの間に、公的機関が子どもの貧困にアプローチする必要がある。
- (2) 複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもやその家庭に対し、生活習慣・学習習慣の改善を働きかけ、適切な支援制度につなげていく必要がある。

6 健康の保持増進を図る必要がある

- (1) 栄養状態や健診を受診する等という健康面にまで意識が回らない状況にあることや生活保護の開始理由の一つに「世帯主の傷病」があり、栄養面や薬物対策、健診等、健康分野での対応が不可欠となっている。
- (2) 所得の高い世帯と比較すると、所得の低い世帯では、穀物類の摂取が多く野菜類や肉類の摂取が少ない、習慣的に喫煙している者の割合が高い、健診の未受診者の割合が高い、歯の本数が20歯未満の者の割合が高いなどが示されている。

2 施策の方向性

1 早期の相談への結び付け

- (1) 地域において、状況によって「貧困は誰にでも起こりうる問題」として意識啓発を行うとともに、貧困リスクが高い者に気づく関係づくりに努める。また、支援を必要とする者を発見した際に、速やかに支援機関に繋がれるようにする。
- (2) 支援を必要とする者が相談窓口に関する情報を確実に得られるようにするとともに、相談窓口に行かない者や行けない者を相談窓口に繋げるためにアウトリーチを行う等の取組みを進める。
- (3) 問題が複雑化、深刻化すると、解決までに時間を要することから、早期に相談に結びつける仕組みを構築する。

2 相談体制の強化

複合的な課題を抱える相談に対し、これを包括的に受け止め、多様なサービスと連携する身近な相談窓口の強化等を推進する。

3 多様なサービスの提供、支援体制の充実

- (1) 困りごとを抱えている課題は様々であり、それぞれの事情に寄り添った支援を行うことができる体制を構築する。
- (2) 就労支援及び生活の安定のための基本的な要素である住宅支援について、特に充実させる。
- (3) 行政だけでは対応できない課題について、民間団体等のサービスの活用を検討し、多様なサービスを提供できるようにする。

4 相談機関、サービス提供機関等のネットワークの強化

全庁横断的な支援体制を構築し、継続的な情報共有等を図る。また、複合的な課題を持つ者への対応を円滑に行うため、関係機関・団体、地域住民等との連携・ネットワークの強化を推進する。

5 子どもへの対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を図るため、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進する。(子どもの貧困対策については、「千葉県子ども未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)」に委ねる。)

6 健康の保持増進

健康状態の悪化は、生活困窮に陥る要因のひとつとなることから、日頃からの健康保持への意識付けに努める。また、健診の受診等を推進する。

3 施策の推進について

1 貧困リスクの高い者、孤立者の早期発見

- ① 貧困対策の周知啓発【保護課】
- ② 情報共有体制の構築【保護課】
- ③ 関係機関等との連携強化【保護課・地域包括ケア推進課・地域福祉課】
- ④ 相談窓口での連携強化(国保・後期高齢・国民年金・障害・介護・各債権・市営住宅)【健康保険課・障害者自立支援課・債権管理課・住宅整備課】
- ⑤ 就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化【学事課】

2 相談体制の強化・充実、包括的な相談支援

- ① 千葉市生活自立・仕事相談センターの充実【保護課】
- ② あんしんケアセンターの総合相談機能の拡充【地域包括ケア推進課】
- ③ ひきこもり地域支援センターの充実【精神保健福祉課】
- ④ ひとり親家庭相談窓口の充実【子ども家庭支援課】
- ⑤ 就学援助受給者の他制度との連携【学事課】
- ⑥ 就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化【学事課】※再掲1⑥
- ⑦ 情報共有体制の構築【保護課】※再掲1②

3 多様なサービスの提供、支援体制の充実

- ① 生活困窮者自立支援事業の活用【保護課】
- ② 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の活用【住宅政策課】
- ③ 住宅情報提供事業(すまいのコンシェルジュ)の活用【住宅政策課】
- ④ 社協生活福祉資金貸付制度の活用【地域福祉課】
- ⑤ NPOをはじめとする関係機関との連携【地域福祉課】

4 多様な主体とのネットワークの強化

- ① 千葉市社会福祉協議会との連携【地域福祉課】
- ② NPOをはじめとする関係機関との連携【地域福祉課】
- ③ 千葉労働局との雇用対策協定を通じた連携強化【経済企画課】
- ④ 関係機関等との連携強化【保護課・地域包括ケア推進課・地域福祉課】※再掲1③
- ⑤ ひとり親家庭相談窓口の充実【子ども家庭支援課】※再掲2④
- ⑥ 就学援助受給者の他制度との連携【学事課】※再掲2⑤
- ⑦ 就学援助、学習支援事業等周知のための教職員への啓発強化【学事課】※再掲1⑥
- ⑧ 情報共有体制の構築【保護課】※再掲1②

5 子どもへの対策

- ① 子どもの学習支援事業の強化【保護課】
- ② 高校中退防止対策の検討【保護課】
- ③ 子どもナビゲーターによる家庭環境や子どもの生活習慣の改善【子ども家庭支援課】

6 健康の保持増進

- ① 依存症者への支援対策の推進【こころの健康センター】
- ② 薬物乱用防止対策の普及啓発の推進【健康企画課】
- ③ 栄養・食生活改善事業の推進【健康支援課】
- ④ 国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施及び受診勧奨【健康保険課】

2 外部相談機関一覧表

◆法律に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
法テラス千葉	中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる)2階	050-3383-5381

◆年金に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
千葉年金事務所	中央区中央港 1-17-1	043-242-6320
幕張年金事務所	花見川区幕張本郷 1-4-20	043-212-8621

◆日常生活での心配ごとや悩みごとに関すること

相談窓口	所在地	電話番号
生活自立・仕事相談センター中央	中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階	043-202-5563
生活自立・仕事相談センター稲毛	稲毛区穴川 4-12-4 稲毛保健福祉センター1 階	043-207-7070
生活自立・仕事相談センター若葉	若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター3 階	043-312-1723
ハーモニー相談室	中央区千葉寺町 1208 番地 2 千葉市ハーモニープラザ内	043-209-8771
社会福祉協議会 心配ごと相談所	中央区千葉寺町 1208 番地 2 千葉市ハーモニープラザ内	043-209-8867
社会福祉協議会 中央区事務所	中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる)11 階	043-221-2177
社会福祉協議会 花見川区事務所	花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター3 階	043-275-6438
社会福祉協議会 稲毛区事務所	稲毛区穴川 4-12-4 稲毛保健福祉センター3 階	043-284-6160
社会福祉協議会 緑区事務所	緑区鎌取町 226-1 緑保健福祉センター2 階	043-292-8185
社会福祉協議会 美浜区事務所	美浜区真砂 5-15-2 美浜保健福祉センター2 階	043-278-3252
社会福祉協議会 若葉区事務所	若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター4 階	043-233-8181

◆高齢の方の健康や福祉に関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
あんしんケアセンター新千葉	中央区新千葉 3-10-20	043-216-2131
あんしんケアセンター中央	中央区新田町 7-5 石出ビル 1 階 B 室	043-216-2121
あんしんケアセンター千葉寺	中央区千葉寺町 188	043-208-1222
あんしんケアセンター松が丘	中央区星久喜町 1162-71	043-420-8325
あんしんケアセンター松が丘 白旗出張所	千葉市中央区白旗 2-18-12	043-308-9811
あんしんケアセンター浜野	中央区中央区浜野町 891	043-305-0102
あんしんケアセンターこてはし台	花見川区こてはし台 5-1-16	043-258-8750
あんしんケアセンター花見川	花見川区花見川 3-19-105	043-250-1701

あんしんケアセンターさつきが丘	花見川区さつきが丘 2-33-5	043-307-3225
あんしんケアセンターにれの木台	花見川区朝日ヶ丘 2-1-7-2	043-445-8012
あんしんケアセンター花園	花見川区花園 2-8-24	043-216-2610
あんしんケアセンター幕張	花見川区幕張町 5-405-2	043-212-7300
あんしんケアセンター山王	稲毛区山王町 162-1	043-304-7740
あんしんケアセンター山王 宮野木出張所	稲毛区宮野木町 1730-66	043-307-9010
あんしんケアセンター園生	稲毛区園生町 470-1-101	043-306-6881
あんしんケアセンター天台	稲毛区天台 4-1-16	043-284-6811
あんしんケアセンター小仲台	稲毛区小仲台 2-10-8 I Kビル小仲台 2 階	043-307-5780
あんしんケアセンター稲毛	稲毛区稲毛東 3-6-28	043-216-2831
あんしんケアセンターみつわ台	若葉区みつわ台 3-9-10	043-290-0120
あんしんケアセンター都賀	若葉区都賀 2-10-1 第 3 都賀プラザビル 2 階	043-312-5110
あんしんケアセンター桜木	若葉区貝塚 2-21-19	043-214-1841
あんしんケアセンター千城台	若葉区千城台南 1-3-2-101	043-236-7400
あんしんケアセンター大宮台	若葉区大宮台 2-1-2-102	043-208-1212
あんしんケアセンター鎌取	緑区おゆみ野 3-16-1 ゆみへる鎌取ショッピングセンター 5 階	043-293-6911
あんしんケアセンター菅田	緑区高田町 1084-88	043-300-4855
あんしんケアセンター土気	緑区あすみが丘 1-20-1 バーズモール C 棟 1 階	043-295-0110
あんしんケアセンター真砂	美浜区真砂 4-1-10 ショッピングセンターピア 3 階	043-278-0111
あんしんケアセンター磯辺	美浜区磯辺 2-21-2	043-303-6530
あんしんケアセンター高洲	美浜区高洲 3-3-12	043-278-2545
あんしんケアセンター幸町	美浜区幸町 2-7-6	043-301-5332

◆仕事に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
ハローワーク千葉	美浜区幸町 1-1-3	043-242-1181
ハローワーク千葉南	中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階	043-300-8609
千葉市ふるさとハローワークいなげ	稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2 階	043-284-6360
千葉市ふるさとハローワークみどり	緑区おゆみ野 3-15-3 緑区役所 3 階	043-292-8655
千葉市自立・就労サポートセンター中央	中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター1 階	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2 階	043-284-0860
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター1 階	043-233-2331

◆その他

相談窓口	所在地	電話番号
(社)ひと・くらしサポートネットちば	(非公表)	043-304-5789

3 これまでの取り組み

貧困対策アクションプラン庁内検討会議		
第1回	平成28年5月26日	1 生活保護の現状と生活困窮者自立支援法（制度）について 2 貧困対策アクションプラン（仮称）の策定について
貧困対策アクションプランプロジェクトチーム会議		
第1回	平成28年5月31日	1 生活保護の現状と生活困窮者自立支援法（制度）について 2 貧困対策アクションプラン（仮称）の策定について
第2回	平成28年7月20日	1 「千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛」について（ワーカーズコープちば 菊池氏） 2 実態調査票について（所管課からの報告） 3 千葉市貧困対策アクションプランの方向性について
第3回	平成28年9月1日	1 千葉市貧困対策アクションプランの方向性について 2 WEBアンケートについて 3 外部アンケートについて
第4回	平成28年10月31日	1 千葉市貧困対策アクションプランの素案について
地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 検討会議		
第1回	平成29年8月22日	1 千葉市の貧困対策における課題及び課題に対する施策の方向性の確認 2 施策の推進に向けた支援策の検討
第2回	平成29年10月6日	千葉市貧困対策アクションプランの検討